

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

第 2 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

議 事 日 程 (第1号)

平成27年6月16日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 市政一般質問

出席議員(16名)

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水野 光二	副 市 長	勝 康弘
総 務 部 長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二
民 生 部 長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経 済 部 長	成瀬 篤	経済部次長	棚橋 武己
建 設 部 長	石田 智久	建設部次長	大山 一男
会 計 管 理 者	渡邊 俊美	消 防 長	小倉 秀亀
総 務 課 長	正村 和英	秘 書 課 長	正木 英二
教 育 長	平林 道博	教育委員会事務局長	伊藤 正徳
教育委員会事務局次長	藤井 雅明	企画政策課長	小栗 英雄
税 務 課 長	宮本 朗光	市 民 課 長	小木曾 松枝
市民協働課長	鈴木 創造	生活安全課長	北山 卓見
高齢福祉課長	南波 昇	保険年金課長	伊藤 和久
健康づくり課長	成瀬 良美	農 林 課 長	景山 博之

商工課長	林 恵 治	窯業技術研究所所長	加 藤 正 夫
環境課長	市 川 靖 則	クリーンセンター所長	小 川 恭 司
土木課長	木 村 伸 哉	都市計画課長	渡 辺 芳 夫
浄化センター所長	山 内 雅 彦	教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏	スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂 雄	消防総務課長	足 立 博 隆
警防課長	足 立 憲 二	予防課長	鶴 飼 豊 輝
消防署長	大 津 英 夫		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏	事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 百合子	書 記	奥 村 香 織

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

一般質問 2 日目になります。熱心な一般質問が行われることを期待します。

着座して進めます。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

初めに、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において10番 加藤輔之君と11番 大島正弘君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第 2、市政一般質問の続きを行います。

一般質問につきましては、昨日と同様に通告制を採用しており、発言は通告順に議長の許可を得て行います。

質問、答弁時間を合わせて60分以内とし、質問は原則として、各標題の要旨ごとに一問一答式で行い、一要旨が終了後、次の要旨に移行してください。

ご協力をお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、5番 小木曾光佐子君。

〔5番 小木曾光佐子 登壇〕

○5番（小木曾光佐子君）

皆さん、おはようございます。議席番号5番 新政みずなみの小木曾光佐子でございます。

ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

朝一番ということで、大変緊張しておりますが、標題も一つでございますので、私の思いが伝わるように、心を込めて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

昨日も同会派の方から話が出ておりましたが、4月23日、24日、会派の視察で内閣府地方創生推進室の方々とマイナンバー担当の方からお話を聞く機会をいただきました。直接かかわられている方からの話は、とてもわかりやすく、とても勉強になりました。

その中で、地方創生について私なりに疑問がありましたので、そのことについて質問をさせていただきます。

まず、地方創生とは、その言葉からイメージできるとおり、地方を活性化させていくためのものです。従来の国から地方へ政策をおろして実施するのではなく、それぞれの地方が自分たちで何が必要なのかを考え、企画し、それに対して国が必要なお金や人を支援してくれるというシステムで

す。

ですから、各地域が何が必要か、どうすれば活性化できるのかをしっかりと考え、その地域に合った政策を具体的に考え、支援を求めなければなりません。

では、瑞浪市の現状はどうでしょうか。

第6次瑞浪市総合計画により、「魅力的な暮らしの創造」、「快適な暮らしの実感」、「元気な暮らしを応援」、「協働の夢づくり」の3プラス1という重点方針があり、実現を進めていますが、現実では、「子育てには手厚いが、主要産業が衰退し、若年層の流出がとまらない」といった、地方都市の共通パターンに該当しています。

つまり、「市民満足を高めて、地域活性化をしていきたいと思います」といった対処療法的な対策だけでは成り立たなくなっているのです。

そこで、本市では、国が地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つの支援策を打ち出してきたことにより、次のようにその交付金を充てておられます。

まず、地域消費喚起・生活支援型では、1、プレミアム付き商品券によって、地域内消費の喚起を図る、2、瑞浪特産品販売事業として、瑞浪ポーノポークネット割引販売により、ブランド化と知名度を上げる。の2つでございます。

地方創生型では、1、まち・ひと・しごと総合計画戦略策定事業。2、移住定住促進奨励金交付事業。3、空き家・空き地バンク事業。4、移住定住情報発信事業。5、空き家等改修補助事業。6、婚活支援事業。7、一般不妊治療助成事業。8、工業用地創出事業。9、新たな事業チャレンジ支援補助事業。10、ゴルフの町みずなみPR事業。11、地域人材育成事業。

このように、11の項目がありますが、要約すると、移住定住者をふやし、子どもをふやし、人口の増加を目指す。起業する者への支援により、地域産業を活性化させる。地域の文化や財産を守る人材の保護等、にまとめられると思います。

本市では、国の意向に沿った予算計上をされたように思います。

もちろん、「地域住民生活等緊急支援交付金」という名前のおり、緊急的取り組みのため、国が指示していることに使わなければならないものもありますが、地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでいくことが大切であるとも提言しています。

では、瑞浪らしさとは、地域の自主性が見られるものとは、どこにあるのでしょうか。

そこで、要旨ア、本市の目指す「幸せ実感都市みずなみ」は今回の地方創生でどのように活かされていこうとしているのでしょうか。総務部長、お答えよろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。それでは、議員より標題1、地方創生における瑞浪市版総合戦略について、要旨ア、本市の目指す「幸せ実感都市」は今回の地方創生でどのように活かされていくのかについてお答えいたします。

国におきましては、人口減少問題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、昨年の11月26日に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、12月27日には、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を閣議決定しております。そこには、市町村は、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないと定めております。さらに、市町村が策定する地方版総合戦略では、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視という政策5原則が示されております。

一方、第6次瑞浪市総合計画では、目標都市像であります「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし共に育ち 共に創る～」を目指して、大きく3つの内容に分けて取り組んでおります。まず、一つ目は、本市の魅力を向上させ、本市で暮らしたいと思う人を市内外にふやすこと。2つ目は、本市の快適さを向上させ、暮らし続けたいと思う人をふやすこと。3つ目は、本市でいつまでも元気で暮らせるよう応援すること、であります。

これらのことを考慮し、議員が申されましたように、重点方針3プラス1を掲げております。

重点方針の一つ目は、「魅力的な暮らしを創造する」です。具体的には、移住定住促進奨励金交付事業、空き家・空き地バンク事業、福祉医療費助成事業、6次産業化推進事業などがこれにあたります。

重点方針の2つ目は、「快適な暮らしを実感する」です。具体的には、中学校統合推進事業、駅北駐車場等再整備事業、下水道長寿命化事業、防災情報通信システム整備事業などであります。

重点方針の3つ目は、「元気な暮らしを応援する」です。具体的には、生活困窮者自立支援事業、介護予防事業、東濃地域医師確保奨学金負担事業、コミュニティバス運行事業などであります。

最後に、プラス1として、「協働の夢づくり」は、夢づくり地域交付金事業、夢づくりチャレンジ研究室事業などがございます。

このように、第6次瑞浪市総合計画では、人口減少問題を大きな課題とし、その対策に取り組んでおり、言い換えれば、本市は、国の総合戦略を先取りし、既に総合戦略で取り組みを始めていると言えるものと考えております。このため、現在策定中の総合戦略におきましては、第6次瑞浪市総合計画の目標都市像「幸せを実感していただける都市」とするため、ただ今、挙げました事業のほかに、瑞浪の特色を生かした、瑞浪らしい新たな事業を位置づけ、本市の地方創生としてつなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

大変ありがとうございました。今お答えいただいた、総合戦略における新たな事業の位置づけと、その取り組みが瑞浪らしさにつながるものになると期待しております。

では、そのことに関連しまして、要旨イ、地方創生先行型交付金、上乗せ交付金への対応はどのようなになります。

国は、活力ある日本の社会を維持するため、人口減少に歯どめをかけるためのビジョンを長期の課題として捉えています。

地方版総合戦略は、「人口減少克服・地方創生」が目的ですが、本来、各地方団体の振興と発展を目的としたものであるため、国の総合計画と必ずしも同じでなくてもよいと、策定のための手引書で述べています。

先日、本市では「瑞浪市版総合戦略」の策定に入るための戦略委員会が開かれ、各委員より、他市との連携や、これから進路を決めていく学生に対してどのようにこの政策を周知させるのかについて、活発な意見が出されていました。

また、担当者は縦割りにならないように、各部局が意見交換し、情報の共有を図っていくことが大切であると述べられていました。

私もよくいろいろな方から「子どもがふえなきゃだめよ」、「若い人が住む町にして」と言われます。子どもをふやすことはもちろんですが、本市にとっては高齢者の健康長寿も切り離すことができない課題であると思っています。

いきなり若者がふえるわけではありませんし、高齢者を地域でしっかりと支え、幸せを感じる、あるいは人生の終末を過ごすためにUターンしてくる町にしていくのも、人口増につながるものと思います。

また、子育て・子ども支援の充実の中には、「三世同居や近居」の推進もうたわれているように、ただ高齢化率が40%を超えていることを憂うのではなく、三世が生き生きと暮らすまちづくりのための政策も、瑞浪市にとっては大切な課題ではないかと思っています。

これこそが放課後の子どもたちを1人にせず、「小一の壁」を乗り越え、女性が生き生きと社会進出でき、世代を超えて子育てをサポートすることができる近道だと思います。子育ての基本は家庭教育にあり、それは教育の向上や食育にもつながります。子育ての安心、お母さんの安心は、町の安心にもつながります。

国も、内閣府肝いりのプロジェクトとして、本気で今回の地方創生事業がただのバラまきではなく、持続可能なものになるような方法を模索しているのです。

実際に、経済産業省・厚生労働省が縦割り構造を超えて、「健康寿命延伸産業創出推進事業」、国土交通省が「地域づくり活動支援体制整備事業」、総務省は「ICT街づくり推進事業」などを提案され、採択を受けている地方団体もあります。

地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでいくためには、各地区が抱える問題を洗い出し、必要に応じた対策と政策を提示していかなければならないと考えます。

国は、地方創生先行型の基礎交付に続き、上乘せを決定しています。

地方版総合戦略の策定状況も、交付決定の判断になっています。

そこで、要旨イ、本市では、地方創生先行型交付金、上乘せ交付金への対応はどのようなかをお聞きします。総務部長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨イ、地方創生先行型交付金、上乗せ交付金への対応はどのようなかにお答えいたします。

国の地方創生における交付金でございます「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」のうち、地方創生先行型交付金につきましては、平成26年度に前倒しをいたしまして、今年度において継続的に事業に取り組んでいるところでございます。

ご質問の、国の上乗せ交付金につきましては、国が示した予算規模は総額300億円、交付対象事業につきましては、タイプ1、タイプ2に分けられております。

最初に、この交付金の概要につきまして、少し説明させていただきます。

まず、タイプ1の交付対象事業につきましては、一つ目に仕事づくりに資する事業、2つ目に農林水産業における資源のブランド化、3つ目に観光資源開発、4つ目にコンパクトシティ・中心市街地活性化、5つ目に中山間地域における小さな拠点づくり、6つ目に特産品等の商品開発・商店街の活性化という6つのメニューが示されております。

また、タイプ1では、「民間事業者やNPOなどの自立性を有するもので、他の自治体の参考となる先駆性を有するもの」と定義されまして、「しっかりとした成果目標やその成果の検証と見直しのための仕組みが整備されていること」という条件もございます。

タイプ1の交付申請につきましては、市町村は2事業まで、おおむね3,000万円から5,000万円を目安とすることとされ、申請期限につきましては8月31日となっております。

次に、タイプ2につきましては、10月末までに総合戦略を策定することが前提条件となっております。市はこれに該当するようスケジュールを組んで、現在、戦略の策定作業を進めているところでございます。

事業内容は、基礎交付金分と同様の事業内容で、ソフト事業を中心とするものであります。交付申請につきましては、各市町村1,000万円を目安にすることとされ、申請期限でございますが、8月14日となっております。

このいずれのタイプも平成27年度事業となり、今年度中に事業が完了し、一定の成果が出ることが求められているというものでございます。

そこで、現在、本市におきましては、この上乗せ交付金を含めて、総合戦略の策定に向けて全庁を上げて取り組んでいるところでありまして、議員におかれましても、具体的な事業等のご提案をいただきましたら、その提案につきましては担当部局と検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

ありがとうございました。タイプ1は8月31日、タイプ2は8月14日と日にちも迫っており、大変厳しい状況ではあると思いますが、ただ今、具体的な提案があればというお話でしたので、改めて再質問をさせていただきます。

今まで、私は長年まちづくりにかかわってまいりましたが、少子高齢化はもとより、地場産業の

低迷による人口減は毎年100人になろうとしています。本当に限界集落を迎えようとしています。

そこで、地域の特色を生かしたまちづくりを進める中、防災と福祉を車の両輪のように捉え、今回の本市の第6次総合計画のように、安心・安全で住みたい町を目指してきました。

I C Tを生かした事業への取り組みにも努力をしていますが、何分にもインフラ整備ができておらず、次へのステップアップには大変苦勞しております。「市民が皆、平等」には、まだまだ遠いことを感じております。

現在、「まち・ひと・しごと」創生事業として実証実験が行われ、全国でその結果が取り組み事例集として出されています。

先ほど述べましたように、国から多くの取り組みについて提案がされています。

例えば、地域住民が防災の担い手となる環境の確保や、地域包括システムの構築、集落ネットワーク圏の形成といった事業でも、産業界、地方公共団体、大学、地域金融機関、NPO、いわゆる「産官学金労言」というような団体が主体となり、連携して取り組みを行うことが必要不可欠となっており、一つの地区で防災や見守り制度を構築していくことや、ふるさとづくりの推進は、大変難しい状況になっています。

ですが、地域の活性化のためには、一刻も早い行動が必要です。

第6次瑞浪市総合計画でのプラス1の「協働の夢づくり」は、まず、地域住民が自分でできることは自分で、1人でできないことはみんなでという相互扶助の精神を持ち、助けられ上手になること、そして、行政による情報の提供、共有があって、初めて達成されていくものと思います。

本市には、ぜひ地域のビジョンや計画づくりに貢献するとともに、地域の新産業や雇用の創出の加速化を図ることができる、「他の地域のモデルとなり得る先進的な基礎自治体としての事業」に取り組んでいただきたい。そのためには、コーディネーターと言われる専門家への調査、依頼などにも尽力をしていただきたいと思います。

そこで提案ですが、これから策定される瑞浪市版総合戦略の中に、高齢者への生活支援、見守り制度の確立、また、三世同居・近居などの政策を取り入れる努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。総務部長、お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

ありがとうございます。議員よりご提案をいただきました。

まず、議員ご提案の高齢者への生活支援、見守り制度の確立につきましては、国の総合戦略におきましても、基本目標4で「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」とされており、高齢者への支援が盛り込まれております。

また、本市におきましても、総合計画で「元気な暮らしを応援する」という基本目標を掲げております。また、もう一方の三世同居・近居対策につきましては、子育て環境、また、定住の促進にもつながるものであり、国の基本目標3の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

に合致した事業であります。本市におきましても、基本目標に「魅力的なまちを想像する」で、「子どもを産み育てるなら瑞浪で」と掲げております。

議員ご提案の高齢者への生活支援、見守り体制の制度化、三世帯同居や近居への支援につきましては、市の総合戦略にも位置づけができる事業であると考えております。

市の総合戦略に掲げる事業につきましては、先ほど申しましたが、しっかりとした成果目標や、その成果の検証と見直しのための仕組みも必要となりますので、担当部局と調整、また検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

大変ありがとうございました。上乘せ交付金については、平成27年度内に完結する事業でなければならず、その結果も重視されます。各部局の検討を祈りたいところでございます。

今後は、集落支援員制度なども活用し、住民が安心して暮らせる、そして、この町に住み続けたいと思う瑞浪市を目指し、地域包括ケアシステムの構築などを進めるために、各担当部局の枠を超え、行政と市民が手を取り合い、希望あふれるまちづくりのために努力をしていくことが、「地方創生」、そして、「瑞浪市版総合戦略」成功のかぎであると思います。

私のつたない質問に真摯にお答えいただきありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、小木曾光佐子君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、2番 小川祐輝君。

〔2番 小川祐輝 登壇〕

○2番（小川祐輝君）

おはようございます。議席番号2番 会派新政みずなみの小川祐輝でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

今回の私の一般質問は、標題が2題あり、一つはいじめ防止の取り組みについて、もう一つは情報発信について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、標題1、本市のいじめ防止の取り組みについて質問します。

全国で人口減少問題が叫ばれている中、瑞浪市でも人口減少、少子化が問題となっています。瑞浪市では、少子化により中学校を統合するという方向づけがなされ、来年の4月より稲津中学校と陶中学校が統合し、新しく「瑞浪南中学校」として、また、平成31年4月より釜戸中学校、日吉中学校、瑞陵中学校が統合し、新しく「瑞浪北中学校」としての開校が予定されています。

この中学校統合で言えることは、生徒の置かれる環境が大きく変化することです。

今までは、小学校から中学校までずっと一緒のメンバーであったのが、統合することで、中学校から学年の人数が多くなり、通学方法も変わり、今までは知らなかった他地区の生徒と一緒にすることで、コミュニケーションが変化してくるのです。

また、先生にとっても、人数が多くなることでさまざまなメリットもあれば、反対に目が届きづらくなるという点もあると思います。

この生徒の環境が大きく変わる、先生の目が届きづらくなるという点から、「いじめの問題が起きやすくなる可能性がある」と考え、この標題としました。

いじめ防止の全国的な背景といたしまして、記憶されている方も多いと思いますが、平成23年10月11日、滋賀県大津市内の中学校で、当時中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件があり、事件前後の学校、そして、教育委員会の対応や隠ぺい体質が問題になりました。

この事件を誘因として、いじめ防止対策推進法が国会で可決され、約2年前の平成25年9月28日に施行されました。

このいじめ防止対策推進法で、いじめというものを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、各学校や地方自治体にいじめ防止の基本方針を定めるとともに、いじめ防止のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止を推進することとなりました。

また、全国のいじめ認知件数につきまして、平成26年に内閣府が作成しました「子ども・若者白書」によりますと、平成24年度は前年度の2.8倍にふえ、19万8,109件の認知件数があり、小学校では約11万7,000件、中学校では6万3,000件、高校では1万6,000件という件数になりました。また、学年別の構成割合を見ると、中学1年生が一番多く、全体の15%というデータが出ています。

そこで、要旨ア、本市のいじめの認知件数と解消状況はどのようなか。教育委員会事務局次長、答弁をお願いします。

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

失礼します。標題1、本市のいじめ防止の取り組みについて、要旨ア、本市のいじめの認知件数と解消状況はどのようなかについてお答えします。

平成24年度から平成26年度までのそれぞれ3月時点での瑞浪市小中学校のいじめの認知件数と解消率は、次のとおりです。

平成24年度の小学校の認知件数は42件、解消率は100%、中学校の認知件数は19件、解消率は100%、平成25年度の小学校の認知件数は21件、解消率は100%、中学校の認知件数は18件、解消率は89%です。平成26年度の小学校の認知件数は12件、解消率は100%、中学校の認知件数は22件、解消率は91%です。

中学校における平成25年度の解消率が89%、平成26年度の解消率が91%となっている理由ですが、

これは年度の数値を3月末をもって確定させるためです。

平成25年度3月時点で未解消だった11%の事案は、平成26年度の5月までにすべて解消しました。

平成26年度3月時点で未解消だった9%の事案は2件ありますが、うち1件は5月で解消されました。残り1件は、冷やかしや悪口がまだ完全におさまっていないため、引き続き解消に向けて指導しています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございました。

私が調べた過去のデータによりますと、平成18年度から平成20年度までのデータがありまして、平成18年度は小学校のいじめ認知件数が55件、中学校は34件、平成19年度は小学校が57件、中学校は44件、平成20年度は小学校が29件、中学校が47件となっております。

全国的に認知件数が上がっているのに、過去のいじめ件数のいじめ認知件数の資料と比べると、平成26年度は小学校、中学校の合計で34件となり、平成18年から平成20年の平均である約90件と比べると半分以上に、認知件数は下がってきています。

この認知件数が減ってきているということは、2つのことが考えられると思います。一つは、認知ができていないという可能性があるということ。そして、もう一つは、いじめにとっても効果的な政策が実行できたという可能性があると思います。

そこで再質問なんですけど、一つ目のいじめ件数の認知や把握方法については要旨イで質問しますので、二つ目のいじめの減少にとっても効果的な政策が実行できた可能性があることについて、どのように分析しているのでしょうか。教育委員会事務局次長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

本市では、平成18年度に「いじめ防止手引書」を作成しております。また、平成25年度には「いじめ克服のために」といった、いじめ対策方針も作成しております。

したがって、平成18年度、それから平成25年度からずっと対策方針を作成しており、それに基づいたいじめ防止に向けての取り組みが各学校で行われているということが考えられると思います。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

今の答弁を聞きますと、やはり平成18年の「いじめ防止手引書」というのが効果的であったと思いますので、この効果的であった政策につきましては、継続してさらに磨きをかけていっていただければと思います。

さて、また、「子ども・若者白書」によりますと、最も典型的ないじめの行為である「仲間はずれ」や「無視」、「陰口」について、小学校4年生から6年生の被害を見ると、男女ともに半数程度の子どもの被害を経験しているというデータがあります。被害経験の割合は経年的に一定程度を占めていることから、いじめは常に起こっているものと考えられると、「子ども・若者白書」で分析されています。

いじめが常に起こっているという認識のもと、いじめの早期発見、早期解決、早期対応がとても大事になってくると思っています。

この早期発見、早期解決、早期対応につきまして、要旨イから要旨エで質問をしたいと思います。

では、要旨イ、本市のいじめ把握方法はどのようなか。教育委員会事務局次長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

要旨イ、本市のいじめ把握方法はどのようなかについてお答えします。

学校と教育委員会は、一体となっていじめの早期把握に努めています。

いじめの把握方法は、次の3点です。

1点目は、教育委員会と学校とが連携して、「心のアンケート」を実施していることです。心のアンケートは、日常生活や人間関係において不安や悩みを持つ児童生徒を発見するために、全校を対象に定期的に調査するものです。すべての小中学校で学期に1度、年間3回、心のアンケートを実施し、いじめ把握に努めていますが、学校によっては1ヶ月に1度アンケートを行っている学校もあります。

2点目は、学校での日常的な把握との連携です。学校では日常的に児童生徒の様子を観察すると同時に、教育相談を行っています。この相談は、学習上の相談以外に、友達との関係を知るよい機会と捉えています。

また、中学校では、生活ノートと言って、生徒がノートに毎日の記録をつづって提出します。教師は、ノートに書かれている文面には必ず目を通し、生徒の思いや状況を把握します。学校はいじめを把握した場合、直ちに教育委員会へ報告します。

昨年度は、集団での冷やかしか悪口、肩を押されたりたたかれたりしたという報告が学期途中で1件ずつあり、学校教育課の職員が学校へ出向き、連携して解消させることができました。

3点目は、「いじめ110番ダイヤル」を使った学校との連携です。保護者にも学校にも相談ができない児童生徒のために、教育委員会では24時間体制で相談を受け付ける「いじめ110番ダイヤル」を設けています。電話番号を記した啓発カードを毎年度、小1と中1の児童生徒に配布しております。昨年度は、1件の相談がありましたが、その電話内容を確認し学校と連携を図ることで、相談事案について解消することができました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

いじめの把握方法としまして、3つのことがあり、心のアンケートをすること、そして、相談、生活ノートで教職員の方が把握する、そして、最後にいじめ110番ダイヤル、24時間対応しているもので把握しているということで、とてもいいと思います。

アンケートに関してなんですが、僕も教職員の方に話を聞いたところ、やはりアンケートを当日配って、当日回収するという点で、やはり後ろからほかの生徒に見られたりとか、そういった問題もあると思いますので、そうすると把握しづらくなる可能性があると思いますので、そこら辺の対応も少し考えていただければと思っています。

また、このようにいじめを把握した場合、このような3点の方法でいじめを把握した後、本市としてはどういう組織で対応し、また、相談体制などはどのようなものがあるのか。

要旨ウ、本市のいじめに対する体制はどのようなか。教育委員会事務局次長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

要旨ウ、本市のいじめに対する体制はどのようなかについてお答えします。

学校と教育委員会は、一体となっていじめ解消に向けた体制をとっています。

いじめが起きた場合、学校では校長を中心にして「いじめ防止対策委員会」を開き、対応体制を整えます。「いじめ克服のためのマニュアル」に沿い、いじめられた側に寄り添って指導を開始すると同時に、事実関係を調査し、対応方針を決定します。その事実関係に応じて、加害者側への指導、被害者への支援、保護者への連絡・協力、さらに周りの児童生徒への指導を行うとともに、教育委員会へ報告します。

教育委員会では、学校からの報告があると、学校教育課の職員が学校へ出向き、「いじめ防止対策委員会」に加わり、いじめの解消に向けて学校への指導を行います。場合によっては、瑞浪市に配置されている臨床心理士に駆けつけていただき、希望する児童生徒が臨床心理士と相談できる体制を整えます。また、子ども相談センターや警察との連携を図ったりするなど、関係諸機関との連携を図ります。

教育委員会では、解決したと思われるいじめについても、再発しないよう、その後の見届けを行っていきよう学校へ指導しています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

いじめに対して、本市では万全の体制に近いものがあり、また、解決したと思われるような事案についても、継続して見ていくというような体制はとて面白いと思います。

それでは、次の要旨エに入りたいと思います。

要旨イ、要旨ウ、では、比較的把握しやすいいじめについて、どのように把握するかとどのように対応するかを伺いました。しかし、最近では、いじめを発見しづらいインターネットを使ったいじめが問題になっております。携帯アプリであるLINEでの仲間はずれ、インターネット掲示板での陰口など、学校の先生がなかなか把握しづらい、このようないじめに対してどのように対応を行っているのか。

要旨エ、インターネットを使ったいじめへの対応はどのようなか。教育委員会事務局次長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

要旨エ、インターネットを使ったいじめへの対応はどのようなかについてお答えします。

今、議員がおっしゃったように、インターネットを使ったいじめは大変見つけにくいものです。また、発見したときには、既にネット上に載ってしまっているものです。したがって、ネット上のいじめ防止に向けては、事前の啓発が大切です。

学校では、児童生徒や保護者に対して、「情報モラル」学習会を開催しています。情報モラル学習会では、ネット上で誹謗中傷をされた側の気持ちを考えたり、加害者の心の弱さに気づかせたりすることで倫理観を高め、ネットの正しい利用方法を学びます。

また、瑞浪市PTA連合会及び青少年育成市民会議は、今年度、「瑞浪市ケータイ・ゲーム機・ネットに関する家庭のルール」の普及・啓発活動に取り組んでいます。この取り組みは、携帯、ネットの問題は契約者である親の責任であることを基本に、個人情報掲示板などに公開させないこと、友達の悪口を書き込むなど他人を傷つけるような使い方をさせないことなどです。家庭でのルールづくりを行うことで、子どもをネットの危険から守ると同時に、ネットを使ったいじめが起きないよう活動を展開しています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございます。こうした対応しづらいものに関して、「情報モラル」学習会、そして、家庭でのルールづくりの啓発、これを進めているということで、さらに進めていただいて、このような見えづらい、インターネットを使ったいじめが少なくなることをお願いしたいと思います。

では、要旨オに入らせていただきます。

冒頭の背景で話しをさせていただいたとおり、2年前にいじめ防止対策推進法が施行されまして、

先ほどの答弁にもありましたように、市内の小中学校ではいじめ防止基本方針が作成され、市内でもインターネットに上がっていたり、作成がされていました。

要旨オ、いじめ防止対策推進法の第12条で「地方公共団体はいじめ防止の基本方針を定めるように努める」としているが、本市ではいじめ防止基本方針は作成しているか。教育委員会事務局次長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

要旨オ、いじめ防止対策推進法第12条で「地方公共団体はいじめ防止の基本方針を定めるように努める」としているが、本市ではいじめ防止基本方針は作成しているかについてお答えします。

先ほど申しましたように、瑞浪市では平成18年度に「いじめ防止手引書」、平成25年度に「いじめ克服のために」といったいじめ対策方針を作成し、いじめの防止に努めてまいりました。

学校では、「いじめ防止手引書」を活用して、いじめ防止の実践を行い、毎年、各校と実践交流してきました。

また、平成25年度以降は、「いじめ克服のために」を活用して、いじめの防止に向けた取り組みを行ってまいりました。

ただ今、議員からご指摘いただいた「瑞浪市いじめ防止基本方針」についてですが、既に基本方針案はでき上がっています。作成にあたっては、「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」を参酌し、市のいじめ防止基本方針案を作成しました。今後、いじめ防止基本方針案を、市小中生徒指導主事会及び市小中校長会でも検討し、完成させる予定です。

以上で、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

案はもう既に作成してあり、これから方針として定めるということなのですが、再質問で、今まで、既に作成されている市内小中学校のいじめ防止基本方針との整合性はどのようにとられるのでしょうか。教育委員会事務局次長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

各学校で作成しているいじめ防止基本方針につきましては、既にでき上がっております「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」をやはり参酌しております。

市のいじめ防止基本方針案ですが、これにつきましても、県のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌しておりますので、ずれはないと思っております。

ただ、念のため、市のいじめ防止基本方針をもとに、既に各校で作成されているいじめの基本方

針の修正、改善を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

済みません、ありがとうございました。

現場の職員の方に話を伺うと、やっぱり細かい対応が本当になさされていて、苦勞することをいろいろ伺いますが、このようにいじめ防止の基本方針を定めることによって、市内の教職員の方にも何とか手伝えるような形になればと思っております。

それでは、要旨カに入らせていただきます。

子どもが安心して生活し学ぶことができる環境をつくるために、子どもに対するいじめ防止に係る基本理念、そして、責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めるべきだと、私は思っております。

市の役割、学校の役割、保護者の役割、市民の役割、関係機関の役割などを定め、委員会の設置なども定め、いじめに対し万全の体制を整えることが大切だと思いますが、要旨カ、いじめ防止に関する条例を制定すべきと考えるがどうか。教育長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育長 平林道博君。

○教育長（平林道博君）

失礼します。要旨カ、いじめ防止に関する条例を制定すべきと考えるがどうかについてお答えします。

いじめの様態、形は、冷やかしや悪口といったものから犯罪にあたるものまで、さまざまです。

さまざまな様態を持ついじめを、いじめとは何か、その本質を一言で言いあらわすとすれば、「いじめられた者の心の中にある心の傷」ということになります。

現在、教育の場におきましては、「いじめとは子どもが一定の人間関係のあるものから、心理的または物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しています。いじめか否かの判断は、いじめられた者の立場に立って、精神的な苦痛を感じているかどうかをもとに判断しております。

本人から「精神的な苦痛を感じた」という訴えがあれば、それはいじめであると考え、いじめられた者の心の傷、精神的な苦痛に寄り添いながら指導することを学校は大切にしています。

文部科学省が発表した問題行動調査によれば、2013年度において学校が把握したいじめの数は、小中高合わせて約18万5,000件です。

いじめの内容としましては、総数18万5,000件のうち、約65%にあたる12万件が「冷やかし」や「悪口」となっています。冷やかしや悪口は、言葉による心理的攻撃によって精神的な苦痛を与えるものですが、誰もがいじめと認める冷やかしや悪口の言葉があるわけではなく、どんな言葉であ

れ、いじめられた側が精神的な苦痛を感じ、冷やかしたり悪口と受けとめたものは「いじめ」と認定しています。

「いじめは、いじめられた者の心の中にある心の傷」という原点に立って、いじめられた者の心と丁寧に向き合っていくことが、いじめの取り組みの基本と考えます。心の傷であるいじめの問題と、決まりである条例とはなじまないものと考えます。

瑞浪市教育委員会としましては、市としていじめ防止に関する条例を制定する必要はないと考えております。ご理解をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

心の傷と、その制度である条例というのはなじまないというご答弁でしたが、やはりその65%のいじめや冷やかしたりとか、そういったことも大切ですが、多いいじめも大事ですが、やはりその思い。いじめになったときにどう対応するかとか、そういったことの定義づけなども、僕は大事だと思っております。なので、条例は私は制定すべきだと考えています。

では、条例を作成しないと言われましたが、要旨キについて伺います。

私は、いじめ防止基本条例をいち早く作成しました群馬県高崎市に視察に行っていました。そこでは、いじめ防止基本方針をつくり、いじめの認知件数が約半分ほどに減ったということです。現場の職員にいろいろ話を伺いました。そこで、何が一番このいじめ認知件数が減ったことに対して効果的、大切だったのかを質問しました。その職員の皆様は、いじめ防止の基本方針なども大切だが、やはり市内教職員の意思を一つにして、絶対にいじめをなくすという目標に向かって、それをまとめた教育長の強いリーダーシップが一番効果的で大切だったというふうに伺いました。

そこで、教育長に質問です。要旨キ、いじめに対し教育長としてどのように取り組むか。ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育長 平林道博君。

○教育長（平林道博君）

要旨キ、いじめに対し教育長としてどのように取り組むかについてお答えします。

いじめ20万件時代と言われています。

こうした中、いじめに対する取り組みとして大切にしていることは、「いじめの克服」という考え方です。「いじめの克服」とは、「いじめの認知件数ゼロ」を目指すのではなく、「いじめを複雑化・深刻化させないこと」を目指すことです。いじめ被害者が長期の不登校になったり、いじめ被害者の生命や安全が脅かされたりするいじめにまで複雑化・深刻化させないことが最も重要と考えます。

いじめの定義は、「精神的な苦痛」を感じているものですから、子どもたちの世界には人間関係のあつれきとして、「精神的苦痛」は必ずあるものだと考えます。

教師と子どもが一緒になって、いじめの芽を初期の段階で摘み、この「精神的苦痛」を乗り越え克服していくことを大事にしたいと考えています。

瑞浪市教育委員会では、こうした考え方を「いじめ克服3原則」として、市内の全教職員に徹底を図っています。

「いじめ克服3原則」とは、1、教師がいじめに正面から向き合うこと、2、いじめを複雑化・深刻化させないこと、3、早期発見・早期対応・早期解決の3つです。

いじめ防止に特効薬はありません。教師がいじめに正面から向き合い、しっかりと子どもの心に寄り添うこと。「早期発見・早期対応・早期解決」を合い言葉に、スピード感を持って手を打ち、いじめを複雑化・深刻化させないこと。こうした当たり前のことを徹底してやりきっていくことが、いじめ防止の取り組みの基本であると考えます。

教育長として、「いじめ克服」の取り組みの先頭に立っています。ご理解とご協力をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ご答弁ありがとうございました。これからもトップに立って、教育長の強いリーダーシップのもと、市内教職員がいじめをなくす、いじめは絶対許さないという、教職員が正面から向き合っただけで生徒児童に態度で示すことでいじめが少しでも少なくなるように願ひまして、標題1の質問を終わりたいと思います。

続きまして、標題2、情報発信の現状と今後について質問したいと思います。

平成27年3月議会で、私は「インターネットを活用した情報発信について」質問させていただきました。その中の答弁で、現在、防災防犯情報を発信している絆メールというメールマガジンがあり、新たに市民の方に関心の高い健康、医療などの情報についてもメールマガジンを発刊し、情報発信の強化をしていくという答弁といただきました。

このような有効な情報を発信していくことは、行政サービスの向上という点、瑞浪市の行政を知ってもらい身近に感じてもらう、市民と協働するきっかけとなる点でもとても大切だと考えています。

そこで、現在、発信している絆メールやこれから発信が予定されている健康、医療のメールマガジン以外にも、メールマガジンで市民にとって価値のある情報を発信できないかと考え、質問させていただいています。

まずは経済部所管のごみ情報と観光イベントの情報についてです。ごみ情報につきましては、燃えるごみを出す日には週に2回、曜日が決まっているので覚えていますが、月に1回しか回収がない不燃ごみや資源ごみは忘れやすくなっています。それを前日等に知らせるようなメールマガジンができれば有効ではないかと思ひます。また、観光イベントに関しては、瑞浪市の魅力を伝える上でも、市内外問わず発信すべき情報と考えて思ひますが、要旨ア、ごみの情報、観光イベント情報

をメールマガジン等で発信できないか。経済部長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

失礼します。標題2、情報発信の現状と今後について、要旨ア、ごみの情報、観光イベント情報をメールマガジン等で発信できないかについてお答えいたします。

ごみの情報につきましては、家庭ごみの収集カレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を各家庭に配布するとともに、市のホームページでもカレンダーや便利帳に加えて、ごみの出し方や小型家電のリサイクル等の情報をただ今、提供しております。

ただ今ご提案がありましたメールマガジン等によるごみの情報発信につきましては、ごみの出し忘れを防ぐためにあらかじめ登録された方に対して可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集日をその都度お知らせすることが有効ですので、その仕組みをつくることについて検討いたしたいと思っております。

次に、観光イベントの情報につきましては、パンフレットやポスターなどの紙媒体、市のホームページや広報みずなみなどで、ただ今、情報を発信しております。

観光に関する情報につきましては、情報提供を希望される方に加えて、不特定多数に対して広く発信することも必要ですので、今後、メールマガジンやSNSを活用して、市内外の方が多様な経路で必要な情報を得られるように、新たな情報発信の方法について検討いたしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

前向きな答弁をありがとうございました。

続いて、民生部所管の健康や子育てに対する情報の発信についてです。

子育て世帯が知りたいと思っている情報、子どもの予防接種などの情報を発信することで、きめ細かい行政サービスができ、安心して子育てができるきっかけになると思います。また、健康の情報だけでなく、健康イベントに関する情報発信をすることで、市民の健康につながり、市民が健康になるだけでなく、市としても医療費を減らすことができるのではないかと考えております。

そこで、要旨イ、健康情報、健康イベント、子育て情報、子育てイベントをメールマガジン等で発信できないか。民生部長、ご答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨イ、健康情報、健康イベント、子育て情報、子育てイベントをメールマガジン等

で発信できないかについてお答えします。

本市における健康や子育てに関する情報につきましては、毎年、年度初めに各種健康診査の日程や対象者、健康相談日の日程などを掲載した「成人版・乳幼児版の健康カレンダー」を作成し、全戸に配布しているほか、ホームページや毎月の広報に、各予防接種の対象者や乳幼児健診や相談、子育て支援センターからのお知らせなどを掲載し、さらに子育て支援センターや幼稚園を通じてイベントチラシの配布のほか、検診においては対象者に個人通知を行うなど、情報提供に努めております。

総務省による「平成25年通信利用動向調査」における情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.8%、81.7%となっている現状から、今後はメールマガジンなど利用できるものがあれば積極的に活用し、さらにきめ細かい情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございます。今までの情報媒体に加え、さらにメールマガジン等、積極的な情報発信をしていただける、そして、検討していただけるということで、瑞浪市の情報発信の強化もできると思います。

そこで、今回、ごみの情報、観光イベント情報、そして、健康情報、健康イベント、そして、子育て情報、子育てイベントをメールマガジン等で発信できないかということだったんですが、ここで一つ、もし発信することになった場合、問題が出てきます。それは、現在もある絆メールに加え、さらにこのようなメールマガジンがふえることで、市民がメールマガジンに登録するのに手間がかかってしまうという問題です。

このメールマガジンの登録を一つにして、市民の皆様が欲しい情報を自由に選べるという仕組みで情報発信できないかと調べたところ、先進事例として、岐阜県大垣市があります。

大垣市では、多くの情報をメール配信しております。例えば、ごみの情報、防災情報はもちろん、子どもの健康、大人の健康、子育て情報、パソコン研修、図書館からのお知らせ、市民活動、国際交流、遊びと学びの情報などを配信しております。

大垣市では、メールマガジンの登録は1回で、市民が欲しい情報だけをチェックする。それによって情報を受け取ることができるというシステムがつくられております。

こういった先進事例を踏まえ、瑞浪市でもこのようなシステムが整備できるのかを質問いたします。

要旨ウ、先進事例を踏まえ、市民が情報を得やすくなるために今後どのようなシステム整備をしていくか。総務部長、ご答弁お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨ウ、先進事例を踏まえ、市民が情報を得やすくなるために今後どのようなシステムを整備していくかについてお答えいたします。

3月議会の議員のご質問でお答えしましたとおり、本市のITを活用した情報の発信につきましては、ホームページを基本として行っております。4月に更新し、開始したホームページには、登録していただいた方に防災情報等を送信する絆メールのほか、議員がご指摘のように、複数のメールマガジンが開設できるよう環境を整えており、現在、子育て、健康、観光情報などを発信する準備を進めているところであります。また、答弁にもありましたように、ごみの収集日の生活情報についても、このホームページに収集日などの情報を掲載しております。

しかし、ホームページによる情報につきましては、毎回アクセスしなければ情報が得られないこと、また、メールマガジンによる情報につきましては、登録が必要であるとともに、情報量が多過ぎることなどがございまして、アクセス件数や登録者数をふやしていく上で課題であると認識しております。

こうしたことから、議員ご提案の市民の方が必要な情報を選択し、登録すれば、必要な情報のみ情報提供を得ることができる先進的な事例につきましては、より多くの方に行政情報を届けることができ、登録者数をふやすことができる有効な手段であるというふうに考えております。

このため、今後、発信する方法が選択できるよう、メール配信機能を充実していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございます。このようなシステムがこれからできる、つくることで、瑞浪市が発信する情報発信が強化されると思います。それにより、行政サービスの向上、市民と行政が近くなり、市民との協働ができる町に近づいていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、小川祐輝君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は10時35分までとします。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、10番 加藤輔之君。

10番 加藤輔之君。

〔10番 加藤輔之 登壇〕

○10番（加藤輔之君）

10番 新政みずなみの加藤輔之でございます。

議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、救急車の出動の件と、軍人墓地、忠魂碑の維持管理についての質問をさせていただきます。

その前に、情勢報告ということで、地元のことを少し報告させていただきたいと思います。

5月13日に瑞浪市文化協会の30回目の文化祭記念祭がありました。それに私どもの地元、陶町のお囃子保存会として、猿爪と水上から、猿爪では30名、水上では20名の子どもたちが参加して、それぞれ特色あるお囃子を披露してまいりました。特に猿爪は地元での披露が多かったわけですが、今回初めて立派なステージで演奏できたということで、大変意義があったというふうに思っております。

それから、また、陶中の閉校式の記念式典に対する準備が今、着々と進んでおります。先日の会合では、記念誌をつくるということが決定して、業者の指定も決まりましたし、また、記念誌にくっつけて応援歌、それから、校歌のCDを一緒につけるということで、みんなで応援歌を歌おうということで、今、その録音する準備にかかっております。校歌は、中学生に12月の中学校の合唱祭で録音すると。我々地元は、思い出の応援歌を今、6番までありますので、それを歌って景気づけようということで準備をしております。

それでは、質問に移ります。

標題1、救急車の救急搬送についての質問をいたします。

毎日新聞の5月11日付によりますと、財務省は11日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）で、救急車の一部有料化を検討すべきだとの見解を打ち出した。軽傷にもかかわらず救急車を呼んだ人に、費用を請求するという案などが浮上している。先進国で最悪の状態にある財政状況を改善するための歳出改革の一環として、年約2兆円の消防関係予算にメスを入れる狙いがある。タクシー代わりに救急車を利用しようとする一部の利用者への「警鐘」の意味合いも強そうだが、有料化には利用者の反発も予想される。

財務省は、5月末をめどにまとめる財政審の建議（報告書）に、一部有料化を盛り込むことを検討している。

消防長などによると救急車による搬送車のうち半数近くは軽症者が占めている。2013年の救急車による救急出動件数は過去最高の591万件で、過去10年間で22%ふえた。119番通報から現場に到着

するまでの時間は平均8.5分と10年前よりも2.2分伸び、一刻を争う重症者の搬送に支障が生じているとされている。

海外では救急車を有料としている国が多く、フランスでは重症者以外の搬送は30分で3万円超の有料制を採用している。財務省は「フランスなどの例を参考に軽症の場合の有料化などを検討すべきだ」と説明している。

ということで、救急車の1回の出動原価は平均4万5,000円、利益を10%とすると、5万円前後が適正価格というような分析もされております。

1回当たりのコストの一番高いところでは、太田市が13万円という数字を出しておりますけれども、私は基本的にはただで結構というふうに思っておりますが、今、こういう状況が刻々と近づいておるといふことのようにありますので、瑞浪市の場合はどうなんだろうということでの質問を考えたわけでありませう。

要旨ア、救急統計はどのようにかについて、消防長にお伺いいたします。特に救急車が1回出たときの後の、軽症、中等症、重症という3つの分類がありますけれども、その辺が瑞浪市はどうなっておるかをお聞きいたします。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼いたします。それでは、加藤議員ご質問の標題1、救急車の救急搬送について、要旨ア、救急統計はどのようにかについてお答えいたします。

本市の平成26年までの10年間の救急出動件数は、平成17年が1,285件、その後、右肩上がりの状況で、平成26年には1,661件と、平成17年に対し376件、29.2%の増加で過去最高の出動件数を記録しております。

平成26年の事故種別の割合を見ますと、1661件中、急病が968件で58.3%、交通事故が199件で12%、けがなどの一般負傷が246件で14.8%、転院搬送などのその他が248件で14.9%となっており、相変わらず急病が全体の半数以上を占めている状況でございます。

傷病程度別に見ますと、重症が14.4%、中等症が46.2%、入院の必要のない軽傷は37.4%という状況でございます。

1日の平均出動件数は約4.6回、現場到着平均時間は、本市が7.3分、岐阜県が7.7分、全国が5.8分で、病院到着までの平均時間は、本市が35.5分、岐阜県が31.9分、全国が39.3分となっております。

全国の平成25年中における救急出動件数は590万9,367件と、平成116年に初めて500万件を超えてからも一貫して増加となっております。また、岐阜県の救急出動件数を見ますと、平成16年の6万8,617件に対し、平成25年中は過去最高の8万2,256件で、1万3,639件、19.8%増加している状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

ありがとうございました。

以前、市報に載っておったのでは、瑞浪市は軽症が33%という数字を見ましたけども、ふえておるといことで、徐々に都会化しておるかなという感じがします。

東濃5市のいろんな状況を調べてみますと、軽症率というのが、多治見市が39%、中津川市が40%、恵那市が24%、土岐市が40%で瑞浪市37%ということであります。恵那市が非常に低いといことで、恵那市の市民の人は非常にこらえておる人が多いのかなという気もいたします。瑞浪市は37%ということ、東濃3市では一番低い数字でありますので、市民の皆さんは本当にえらくならないと頼まないといことのアラわれかもしれません。

それでは、次に、要旨イ、救急車1回出動当たりの費用数値はどれほどかをお尋ねいたします。

先ほども言いましたように、フランスでは30分で30万円超の有料制をとっておると。出動原価は平均4万5,000円。東京都だと2台来るので、9万円ぐらいではないかというような数字が出ております。アメリカでは4万5,000円というのが個人負担ということになっておりますが、瑞浪市では原価計算されるとどういふうな数字になるかをお聞きいたします。消防長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼いたします。

お答えする前に、ちょっと先ほどの要旨アで一部訂正がございます。全国の救急車の現場到着平均時間を、私は5.8分と申しましたけど、8.5分でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問の要旨イ、救急車1回出動当たりの費用数値はどれほどかについてお答えいたします。

救急車が活動するのに必要な救急活動経費といたしまして、救命士の人件費、教育訓練費、車両維持管理経費、備品購入費、車両積載資機材維持管理経費、医薬・消耗品等の合計金額が、約6,700万円となり、平成26年の救急出動件数が1,661件でございますので、費用数値としましては、1回出動あたり4万円以上ということになります。この費用数値には救命士以外の隊員の人件費及び救急車の減価償却は含まれておりませんので、実際はこの数値以上となりますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

ありがとうございました。全国平均よりも安いということになるかもしれませんが、今言われた

ような、1回出ていくと4万円ぐらいかかるということを確認いたします。

それでは、続きまして、ドクターヘリのことについて質問いたします。

非常にドクターヘリは注目されています。その中で、実際にヘリを呼ぶとお金がかかるんじゃないかというような心配もされるむきもあります。その辺で、実際どのぐらいお金がかかる、実際というか、頼まれたほうはどのように、乗せられたらどれぐらいかかるのか、かからんのか、その辺の仕組みを質問いたしますのでお願いします。消防長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ご質問の要旨ウ、ドクターヘリの要請状況はどのようなかについてお答えいたします。

岐阜県のドクターヘリは、平成23年2月9日から運用が開始されております。

要請基準といたしましては、県のドクターヘリ要請基準を総合的に判断し、要請するものでございます。

本市の要請件数は、平成23年4件、平成24年4件、平成25年21件、平成26年41件となっております。

平成25年からの要請件数増加の要因は、ドクターヘリ事後研修会などを通し、岐阜大学医学部附属病院と救急隊の信頼関係が構築され、顔の見える環境が確立したこと及び、消防本部との信頼関係が構築できたためと考えております。

また、出勤に係る費用は発生しませんが、救急現場やドクターヘリの機内で実施される医療行為に対する医療費については、医療保険制度に基づき請求されることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

よくわかりました。ヘリが飛んできて、その代金は払わなくてもよいと。ただし、お医者さんの医療費、治療費は払わないかんということで、保険がきくということでもありますので、ありがたいというふうに思います。

それでは、次に、要旨エに移りますが、救急車が2台来る場合がある。1台のときもあるし、2台のときもあるということで、どういうときに2台出動するのかということを、瑞浪の場合はどういいうときに2台出動するのかという、そういう質問をします。消防長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ご質問の要旨エ、救急車が2台同時に出動する時はどのような場合かについてお答えいたします。岐阜県救急隊（消防隊）の統一した活動のルールが定められており、心肺停止を疑わせる救急要

請が発生した場合の出動は、救急隊以外にポンプ車隊、あるいは応援救急隊、救助工作車隊、指揮車隊のいずれかを出動させると規定されており、心肺停止を疑う重症傷病者に現場等で救命処置を実施するのに、救急隊1隊の隊員だけではなく応援隊を含めたチームワークで、高度な救命処置をできるだけ短時間に的確に実施し、医療機関へ搬送するための対策でございます。

本市では、救急要請時に重症もしくはその疑いと判断した場合は、多発する救急現場へどこからでも出動できることも考慮し、救急車2台を出動させておりますのでよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

確認しますが、心肺停止の状況があると2台出てくるということでもいいんですか。消防長。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ただ今のご質問にお答えします。

119番を消防本部が受信したときに、これは重症の可能性があると判断したときに2台出動させます。よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

わかりました。

救急体制というのは、どこも身近な問題で、非常に消防に対する信頼関係が重要だというふうに思います。そういう点で、これからもしっかりと市報等で救急の要請に対するコマーシャル、宣伝をしっかりとさせていただいて、そういうアピールをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に標題2、忠魂碑や軍人墓地の維持管理について質問をいたします。

これは、今まさに国じゅうを揺るがせております集団的自衛権、それから、安全保障法関連にも結びつくように捉えられるむきもあります。

忠魂碑や軍人墓地の維持管理についてということで、平成21年、ちょっと古いですけども、産経新聞に、これは当時の舛添厚生労働大臣に対して、参議院決算委員会で大分の後藤誠一議員が質問をした答弁から出てきておることでもあります。

「全国各地に点在する軍人墓地の管理を今後どうするかが問題化している。旧陸海軍人の戦没者を慰霊する墓地は太平洋戦争後、国が地方自治体に管理を「丸投げ」したことが原因で、一部で荒廃が進む事態となっている。参議院決算委員会で管理責任について問われた舛添要一厚労相は「関係省庁と連携をとりながら国の責任としてきちんと管理していきたい」と答弁。国もやっとな目を向けることになったが・・・。」とこう書いてあります。

「明治維新以降、戦争で亡くなった軍人の遺骨を収めた軍人墓地は、明治期から戦前までは陸軍省、海軍省が管理していた。しかし敗戦で両省は解体、墓地の管理規則もGHQ（連合軍総司令部）によって廃止された。管理責任があいまいになったのは、国有財産として墓地を移管された大蔵省が昭和21年6月に事務次官通知を出して、墓地及び公園として使用することを条件に、地方自治体に無償で貸与ないし譲与したためだ。」としてあります。

その中で、最後にこの記事の中で、これは軍人墓地でありますけれども、「同様に全国市町村に2万5,000ヶ所以上もある忠魂碑・忠魂塔についても同様の状況である。」というふうに書かれております。

そこで、この問題についていろいろ調べてみると、市内では遺族会の皆さんが中心になって、当然、面倒を見ておられるわけですが、ここに瑞浪市戦没者名簿というのがあります。これは市民図書館で借りてきましたが、渡口遥三市長の時代につくられたので、これには市内で亡くなられた方の名前と写真が載っております。地域別に出ております。

それを見ていくと、本当に、これは昭和51年12月に発行されたものです。一番、最年少戦没者は16歳で、海軍予科練習生、通称「予科練」で、16歳で亡くなられておると。それで、今の高校1年生ですけども、私の地元の人です。それから、またあと、学徒出陣で軍隊入隊後8ヶ月で戦死されたということで、この方は東京6大学の学生であったわけですけども、8ヶ月で亡くなられちゃったということです。あと、戦没学生の手記「きけわだつみのこえ」なんかにも、多くの学徒出陣の手記が載っておりますけども、このようないろんな状況の中で、軍人墓地とか忠魂碑というものに対して、どのような状況になっておるかということが非常に注目されるわけでありまして。

そういう点で、要旨ア、市内にある忠魂碑や軍人墓地などの数は把握しているかということ、民生部次長にお聞きいたします。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

よろしく願いいたします。加藤議員ご質問の標題2、忠魂碑や軍人墓地の維持管理について、要旨ア、市内にある忠魂碑や軍人墓地などの数は把握しているかについてお答えさせていただきます。

現在、本市で把握しております忠魂碑等の数につきましては、西南の役から太平洋戦争までで、市内17ヶ所に招魂社2社と忠魂碑等25基でございます。

その内訳といたしましては、瑞浪地区に4ヶ所7基、土岐地区は5ヶ所に7基、明世地区は3ヶ所に3基、稲津町は招魂社1社及び忠魂碑1基、陶町に1基、釜戸町に4基、大湫町に1基、日吉町は招魂社1社、記念碑1基で、その多くは神社・仏閣の境内に設置されております。

なお、戦前、国により設置されました軍人墓地は、本市にはないものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

私も市の遺族会の方に聞いて、実際に現場に行っているいろいろ見てきたわけですが、今、次長が言われたようなふうの状況があるということは確認いたしました。

その中で、軍人墓地は市内にはないと。国が言っておる軍人墓地は全国に決められておりますが、県内には1ヶ所、各務原にあるだけで、この付近にはない、地域にはないということですが、私の陶町では、中学校の横に、墓地と言えるかどうかわかりませんが、墓碑が戦死者の数が166ですけれども、実際に石塔は130近く建っております。相当でかい忠魂碑があるということで、毎年、終戦記念日に慰霊祭をやっておられます。

そういうことで、今それぞれの地域に遺族会が中心になって、これらの管理というか、面倒を見ておられるということでもあります。

公園に10ヶ所、神社に15ヶ所、お寺に4ヶ所というのが私が見てきた数字ですが、特に特色的なところは、釜戸町では記念碑庭園という、そういう町のいろんな記念碑がまとめてある、そういう地区がありまして、そこにまとめてあるということで、よそとは違うなという感じがいたします。

ただ、厚生労働省は、私のネットワークを使って舛添大臣がこういうことを言ったと。その後、地域の実態を調べる、そういう動きがあるわけだが、おかしいなと思っておいたら、昨年国内に建立された民間建立戦没者慰霊碑の状況調査についてという調査を実際に国はやっておりました。その結果、軍用墓地、財務省所管は全国で44ヶ所あると。これがさっき言った、県内では各務原の陸軍墓地があるということで、この数字によりますと、全国にその回答がこの間の5月現在、慰霊碑数は1万3,174、その中で管理がよくできておるというのが7,056、管理不良が734、不明が5,686ということで、不良とされる慰霊碑を対象に、平成27年度から3年間で実施調査を行うということで、そういう報告を厚生労働省としては出しておるということで、私のネットワークを通じてその数字をもらってきました。

そういうことで、この後の質問、要旨イ、維持管理状況はどのようなかということ、民生部次長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、維持管理状況はどのようなかについてお答えさせていただきます。

管理状況につきましては、瑞浪市戦没者遺族連合会の瑞浪地区と土岐地区の遺族の皆さんが、毎月当番制で清掃管理を行ってみえる慰霊碑が1基あり、それぞれの地区にあります忠魂碑等につきましても、その多くは地区の遺族会の皆様が清掃等の管理をしてみえますが、区で管理されている碑もあり、また、神社、お寺で管理してみえる碑もございます。

また、釜戸町の忠魂碑等は、釜戸町の遺族会と釜戸町まちづくり推進協議会が共同で管理されて

みえ、遺族会が除草作業を、まちづくり推進協議会が樹木の剪定作業をされてみえます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

ありがとうございました。

実際にその現場へ行って見てきましたが、荒れ放題というところは1ヶ所もありません。全部きちっと管理されておりました。そういう点で、お宮の、お寺の中に3ヶ所、神社に3ヶ所、それから、あと、区で手伝っておられるというところが、やっぱり釜戸、まちづくりも釜戸は、区とまちづくりでやっておられると。土岐地区も区が一部かかわっておられるということで、そういう形で維持管理にそれぞれが協力しておられるということでもあります。

そして、遺族会が中心になってやっておられますが、この後の質問にもつながってきますけども、遺族会の会長さんに話をしました。そういう点で、今、最高時に遺族会は1,000人以上会員がおられたと。今は半分の500人しかおられないということで、その500人で今、維持管理を一生懸命やっておるけども、平均年齢が80歳になっちゃつとるということで、非常に大変な状況であるということです。そういう点で、ぜひとも何らかの形で応援してもらえんやろうかということをおっしゃいました。

そういう点で、要旨ウ、高齢化により、戦没者の供養が困難となってきているが、本市としての支援が必要ではないかということで、市長にお尋ねいたします。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、加藤議員ご質問の要旨ウ、高齢化により、戦没者の供養が困難となってきているが、本市としての支援が必要ではないかについてお答えさせていただきます。

ただ今、加藤議員もご紹介いただきましたけど、遺族会の皆さんが大変、まず数が少なくなっていること、そして、現在ご存命の方でも高齢化が進んでおまして、何とかこれからの維持管理について支援をいただきたいというご要望もいただいておりますので、あわせて、それを受けて答弁とさせていただきますと思いますけど、ことしは太平洋戦争の終戦から70年の節目の年となっています。私たちは、今日の平和と繁栄を享受しておりますけれども、これも先の大戦等でお亡くなりになった方々の犠牲の上に成り立っていることを、決して忘れてはならないと考えております。

こうしたことから、私は11月に開催されております瑞浪市戦没者遺族連合会主催の戦没者追悼式に毎年出席させていただきまして、献花をさせていただいております。

また、8月15日の終戦記念日には、市内の忠魂碑・慰霊塔を巡拝させていただいております。

市内にあります忠魂碑・慰霊塔につきましては、その多くが各地区の遺族会の皆様により維持・管理されていることも承知をしておりますけれども、戦後70年を迎え、遺族会の皆さんもご高齢に

なり、維持管理、戦没者の追悼式も困難になってきたこともございまして、戦没者の追悼式につきましては、今年度から遺族会と瑞浪市の合同で開催することといたしております。

また、市内の忠魂碑・英霊塔につきましては、悲惨な戦争の教訓を風化させないためにも、平和と命の尊さを後世に伝えるためにも残すべきものと考えております。

維持管理につきましては、先ほども一部ご紹介いただきましたけれども、何とか地域の支え合いで行っていただけないかなと考えております。このため、連合自治会などにもご相談をさせていただきながら、今後の維持管理につきましては、地域を上げて取り組めないかなということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

ありがとうございました。ぜひとも地域の支え合い、連合自治会、あと、まちづくり推進組織等々で協力して、遺族会にも協力して一緒にやっていくというような方向でお願いしたいと思えます。行政としても、何とぞ絶大なるご支援をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、加藤輔之君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、13番 熊澤清和君。

〔13番 熊澤清和 登壇〕

○13番（熊澤清和君）

皆さん、こんにちは。議席番号13番 新政みずなみの熊澤でございます。どうかよろしく願いいたします。

私の予定では、きょうの午後1番というようなことを思っておりましたが、時間の都合で早くなったということでございます。

議長のお許しが出ましたので、今回は2つの標題で質問をさせていただきます。

まず、その前に、最近の新聞等の報道では、先ほどもありましたが、いじめの問題、これを通り越した携帯電話やスマートフォンなどで、大変この通信手段を使った手口で、凶悪な犯罪に青少年が手を染めておるという事案が報道されております。これは他人事ではなしに、やはり自分たちの身の回りでも起きうることで、しっかりとそうした気持ちで青少年の育成には当たらなくてはいけないなということを、最近強く思っております。

先ほどもありましたように、小中学生は学校、親、教育委員会等々の連携で、青少年に対しての育成会議というようなものを設け、しっかりと対応されておるわけですが、その上、高校生、15歳を中心としたその上の青年層に、果たして手が届いておるのかどうかということ、まず真剣に考

えるところでありまして、今後の瑞浪市の青少年育成市民会議においても、その辺をしっかりと対策を立てていくということが必要ではないかというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

標題1、市道水洗・中学校線の整備計画についてお尋ねいたします。

この路線は平成14年7月作成の瑞浪市道路網計画に生活道路として整備方針が確定されたのち、中学校より北側の440メートルを第1期事業区間として、平成20年度に当該区間の事業が完成をしているところです。ところが、第1期事業区間終点から市道水洗斧池線までの430メートルの第2期事業区間は、平成25年度で完成の予定でありましたが、いまだに本格的な工事は始まっていません。

私は平成24年第1回定例会で不安を抱き、進捗状況などの質問をしました。部長の答弁では、平成20年度より用地買収を開始しましたが、相続問題解決及び不在地主の皆さんの理解を得るのに不測の日数を要しており、ご理解をいただくまでにはまだ時間を要する見込みではありますが、引き続き、地権者へは事業に協力いただけるよう努力する所存であると答弁をいただいております。ところが、細かなことはある程度地権者の、何て言いますか、エゴではありませんが、残ったところを買ってほしいとかいうようなことは時々聞いておったわけですが、この平成24年3月ですから、平成25年、平成26年というふうに2年間過ぎておるわけですが、当然それは地権者の理解がないと進められないということはわかっておりますが、なぜこのように長引いているのか。

そういった折に、水洗斧池線の接点側に少し盛り土がなされました。それで、工事をしっかりと進捗できるのかなということを思っておったわけですが、まだまだそこには至っておりません。

この道路は、今年度、工業団地として適地かどうかという調査に入る土地と接しておりますので、適して入ればこの道路は必要不可欠であるということは間違いないところであります。

そこで、要旨ア、用地交渉の進捗状況はどのようなか。建設部長にお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題1、市道水洗・中学校線の整備計画について、要旨ア、用地交渉の進捗状況はどのようなかについてお答えします。

本路線は、先ほど議員がおっしゃったように、稲津町萩原水洗地内の市道水洗斧池線を起点としまして、稲津中学校へ至る全長870メートル、2車線片歩道の道路幅員9メートルの道路でございます。

第1期事業区間440メートルを、平成20年度に完了いたしました。

引き続き、第2期事業区間として残り430メートルに、平成18年度から着手しております。

先ほどお話がありましたように、不在地主さん等たくさんおみえになりまして、不在地主さんにはこの道路は必要ないということでなかなかご理解がいただけないわけですが、事業用地約

7,800平方メートルで、地主さんが18名お見えになります。現時点におきましては、3名の方と売買契約が完了して、その面積は約4,500平方メートルを取得しております。

残る15名の地権者の方々にも引き続き交渉を行っておりますが、特に不在地主の方について、ご理解をいただくにはまだまだ時間を要する見込みであります。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございます。不在地主さんの了解が得られないという形をそのまま放置する形になりますと、この路線はできなのではないかというような懸念を持ちますが、その辺は、これは申しわけないですが、部長、その辺の感じをどう思っておみえになるか。答えられますか。済みません。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

まあ、議員は道路ができないことをご懸念されておられるようですが、我々としてはこの道路は必要な道路と思って事業を進めておりますので、時間はかかろうとも、前回の部分でもなかなか事業が進みませんでした。それもやはり用地交渉というのが、こういう道路事業につきましては一番肝要なところございますので、そこでご理解をいただければ、あとは建設費についてはしっかりと予算づけをしながら工事を進めてまいりますので、何とぞもう少し長い目で見ていただくようお願い申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございます。

この道路は、稲津町の道路委員会でも、一刻も早い完成を見たいという気持ちは一緒であります。この後、いつも言われるように、知恵を出し、汗をかいて、一刻も言われるように早い完成をお願いするということでいきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。

先ほども部長が言われましたように、この道路は2車線片側歩道の幅員9メートルの設計であります。平成24年第1回定例会の答弁にありますように、当時の建設水道部長は、稲津小学校及び稲津中学校へ通学される児童・生徒の安全、地域住民の生活利便性の向上、そして、地域の活性化を図る上で本路線の整備は大変重要であると答弁をいただいております。

片歩道がつきますので、今の通学路と比較しますと、とても比較にならないほどよくなるというふうに思います。

この通学路に対しては、学校と教育委員会、それから、保護者というような形で、いろいろ協議

をしながら決められるということは認識しておるわけですが、我々は一刻も早いそうした道路の完成を望む、そういったところですが、これがどのように対処をしていただけるのかについて、ごめんなさい。

こうした重要な通学路としては非常にいいものですので、要旨イ、通学路として重要な道路と考えるが、どのように認識しているかを教育委員会事務局次長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

失礼します。要旨イ、通学路として重要な道路と考えるがどのように認識しているかについてお答えします。

通学路は、学校が検討し、決定するものです。現在、稲津中学校では、中学校から萩原へ向かう市道桑下・水洗線を通学路として指定していません。なぜなら、途中から道が細くなり、車との接触などの危険性が高いと判断しているからです。そのため、稲津町萩原の生徒は水洗川に沿って登校するか、老人保健施設ひざし前の交差点を通過して登校します。

しかし、現在整備されている道路が完成した場合、2車線で歩道がつき、安全性が高い道路となると聞いております。また、現在、水洗川沿いの道路を使って登校する生徒は、約2.1キロ道のりを登校していますが、整備される道路ができれば約1キロで稲津中学校に登校することができます。萩原地区の多くの生徒にとって、中学校はこれまでよりも随分近くなります。

そのため、教育委員会としては、現在整備中の市道水洗・中学校線は大変重要な道路と考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございました。よく理解をいたします。

今お話のありましたように、大変重要な道路であります。従来、予算計上をしても補正予算で減額をされるといった状況が続いております。

先ほど、しっかりと早い段階での開通を目指し、事業を進捗に取り組みますというように言われましたが、要旨ウ、今後どのように展開されるのかについて、建設部長の前向きなお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、今後どのように対処するのかについてお答えします。

先ほどの要旨アでお答えしましたとおり、事業用地の残りの地権者は15名みえます。事業用地以外の残地の買収を要件としている方もあり、取得にはまだまだ日数を要するものと思われます。

本年度につきましては、用地取得済み箇所の工事を進めてまいります。

また、先ほど議員もおっしゃいましたが、本年度末には稲津町萩原地区における工業適地調査の結果が出ます。工業適地である場合には、工業用地と道路用地等を一体として考えることができますので、用地取得が進む可能性が大きいと考えています。

地域の生活利便性の向上、活性化を図る上で、さらに安全な通学路確保に本路線は大変重要であると考え、事業を進めてまいりましたし、今後も進めてまいります。

さらに、地元では、この路線を着手した当時、不在地主さんに地元でお話をしていただけるなど、大変ご協力をいただきました。今後もさらに地元のご協力を仰ぐものでございます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございます。この路線の当初の計画のときには、我々も稲津の道路委員会がございしますので、そのメンバーで手弁当で名古屋まで家を尋ねながら用地交渉に行ったり、お願いに行ったりという経緯がございます。そのことは、よく踏まえておりますので、今後そうしたご依頼があれば、道路委員会へ持ち帰って真摯に協議していきたいというふうに思っております。

こういったことを乗り越えて、やはり一日も早い完成を望んでやみませんので、よろしく願いいたします。

それでは、次の標題2に移ります。

平成27年第1回定例会で、市長の提案説明にありますように、「子育て支援について「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼保一体化による就学前教育及び地域における子育て支援サービスの充実、子どもの居場所づくり、親の就労支援等、一人一人の子どもの成長と子育ての中の保護者の支援を図る」と述べられています。

さらに、「施設の老朽化対策としては、「みどり幼稚園」の大規模改修工事と、「稲津幼稚園」の大規模改修に係る実施設計を行うこととしております。」とも述べられています。

これらを聞きますと、瑞浪幼稚園は幼保一体化に伴いすばらしい大改修が実施されたことも承知しております。そうしたことを考えれば、信念を持って事業を進められているということを実感いたしました。

これらを見ても、各幼稚園の施設の状況にばらつきがあるように見えています。特に目につくのは、稲津幼稚園であります。園庭も狭く、保育士も足りないのではないかと思われるぐらいの狭さです。園児の人数にあった広さ等は確保できているのかなというような疑問を持つものであります。

そこで、要旨ア、各幼稚園は園児数に応じた施設となっているか。民生部次長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、熊澤議員ご質問の標題2、幼児園の施設の現状について、要旨ア、各幼児園は園児数に応じた施設となっているかについてお答えさせていただきます。

各幼児園の施設につきましては、厚生労働省の児童福祉施設最低基準と文部科学省の幼稚園設置基準が定められており、基準に従い設置させていただいております。

児童福祉施設最低基準では、保育のために使用する部屋は、2歳児から5歳児については1人につき1.98平方メートル以上、ゼロ歳児、1歳児は、1人につき1.65平方メートル以上とされております。また、幼稚園設置基準では、1室当たり53平方メートルが基準とされており、本市はすべての幼児園においてこの基準に基づいて建築をしております。

園児の受け入れにあたっては、保護者の意向をできる限り尊重させていただく中で、国の基準の範囲内において、弾力的な運用に努めておりますのでご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございます。そうした基準は当然出されておるだろうというふうなことを思いました。

なぜこの質問をしたのかと言いますと、稲津幼児園では卒園式が隣の公民館のホールで行われたからであります。幼児にしても、保護者にしても、やはりみずからの園で卒園式ができることが望みではないでしょうか。先生方の準備に際しても、大変なご苦勞を伴うものと察するところであります。

また、移動に際しては、春先の冷たい雨でも降れば、移動するときに、本当に関係者が苦慮することとなるのが当然予測できるものであり、こうしたことを回避すべきことだと思うからであります。

本年、先ほども言いました実施計画が行われますが、そうしたことを自園でできるような改修はできないものか。そう思いましたので、要旨イ、卒園式が自らの園でできない園に対する見解はどのようなかについて、民生部次長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、卒園式が自らの園でできない園に対する見解はどのようなかについてお答えさせていただきます。

今、議員が言われましたように、稲津幼児園につきましては、卒園式を平成23年度から、また、今年度は入園式も、稲津公民館のホールを利用して実施させていただいております。

これは稲津幼児園の遊戯室が狭いことに伴う措置ではございますが、公共施設である稲津公民館

は、稲津幼稚園に隣接しており、互いに補完し合い連携する中で、入園式、卒園式をゆったりとしたスペースの中で行うことで、親子にとって思い出となるよりよい行事になるものと考えております。

今後も稲津公民館を有効利用させていただきたいと考えております。

なお、一方、議員が心配されております園児の移動に伴う安全面につきましても、今後も十分に注意を払った上で実施させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

ありがとうございます。お話をする中で、雨を避けるためにポーチなりをくっつけてしまうと、建築法の問題とか、いろいろ難しい問題もあるようですが、今言いましたように、春先の寒い時期、このときに移動するということについては、小さなお子様が転んだりしないような、そんな配慮も子育てを支援する中で必要ではないかなという気がいたしますので、その辺、自園でできないということであれば、ホールを利用するときの最善の安全策を施していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に移ります。

先ほど述べましたように、市長提案説明のときには、子育て支援については、さまざまな観点より熱く語られております。今まで述べました点を踏まえて、今後、その施設の充実ということについて、どんな施策をとられるのか。あるいは、どういうふうにしようとしておみえになるのか。その辺、今後の充実。

そこで、要旨ウ、幼稚園施設の充実にどう取り組むのか。その意気込みをお伺いしたいというふうに思います。市長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、熊澤議員ご質問の要旨ウ、幼稚園施設の充実に取り組む意気込みはどのようかについてお答えさせていただきます。

昨日も少し触れさせていただきましたけれども、いろいろ、公共料金を安くするとか、施設を整備するとか、いろんな取り組みを我々はしなくちゃいけないわけでございますけれども、やっぱり料金に関しましては利用者に応分の負担をいただきながら、施設整備、子どもたちが1日を快適に過ごしていただけるような施設整備にも、やっぱり私は予算を使っていかななくてはいけないと思っておりますので、安易に公共料金を下げるだけじゃなく、しっかり公共料金はいただく中で、その資金を全体的、トータルで子どもたちの教育環境はどうあるべきかを考えていきたいと思って、所信表明をさせていただいたわけでございますけれども、お答えさせていただきます。

現在、市内の幼稚園におきましては、安全・安心な保育・教育環境を確保するため、大規模改修工事を計画的に実施しております。

平成25年度には瑞浪幼稚園の大規模改修工事を実施し、保育室のエアコン設置、屋根の防水、給食調理室の増築、太陽光発電設備の設置等の工事を実施いたしました。

また、平成26年度は、竜吟幼稚園、日吉幼稚園の保育室にエアコンの設置工事を行っております。

今年度は、みどり幼稚園の大規模改修工事を実施しており、保育室のエアコン設置、屋根の防水、給排水設備の更新、トイレ・給食調理室のドライ化、太陽光発電設備の設置等の工事を現在進めておるところでございます。

今後も、引き続き、稲津幼稚園、一色幼稚園、陶幼稚園の大規模改修工事を計画しており、保育室全室にエアコンの設置、トイレ・給食調理室の器具更新やドライ化、太陽光発電設備の設置等を予定させていただいております。将来の瑞浪を担う大切な子どもたちの保育・教育環境を充実させるため、着実に事業を実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

13番 熊澤清和君。

○13番（熊澤清和君）

大変ありがとうございました。

市長もご存じのように、稲津幼稚園は園庭も非常に狭いわけで、伸び伸びと運動会をするという状況には至りません。ご父兄さんが見えになっても、やはりその周囲になかなか寄れないというような現状があります。

そして、今言ったように、自園で卒園式もできないというような場所でございます。まあ、場所に制約があって、非常に難しいだろうとは思いますが、今回、大改修の実施計画がなされるということですので、何とか、まあ、園庭はそのままにしてでも、教室だけはもう少し広くならないかなど。知恵と工夫を使って、もう少し広くできないかなというようなことを思うわけです。

先ほども言いましたように、自園で卒園式をできることが、やはり子どもたちに将来を任せるには、そういったよい記憶を残させるというようなことが必要ではないかなど。その辺を行うことが、やっぱり子育て支援に積極的に取り組むところではないかなということを思っておりますので、これからの計画実施でありますので、十分配慮いただいて、子どもたちが健やかに過ごせるといった環境をつくっていただきたいと、そう思います。

今回、私は地元の最近問題になっております、この2題を中心に質問をしてみました。一生懸命執行部で知恵を出して、汗をかいていただいておりますことは承知しております。なお、その上に知恵を出して、何とかそれぞれの事業を早く解決できるような、こんなことを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、熊澤清和君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は午後1時までとします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

〔14番 館林辰郎 登壇〕

○14番（館林辰郎君）

こんにちは。日本共産党の館林辰郎でございます。

第2回定例会の一般質問を行います。

水野市長2期目の最後の一般質問となると思いますが、私はすべて瑞浪市政についての関連で質問をしてみたいと思っていますので、3つの標題を用意しましたので、よろしくお願ひします。

その前に、この2期間、水野市長が瑞浪市政を担当してみえて、いよいよきのうも大島議員の質問に答えて、次期を目指すということを言われましたけども、私なりのこの2期間の水野市政のしようというものが、行財政の改革の中で財政が厳しい中で二百何億の市債を繰上償還するというようなことで、二十数億円の繰上償還をやってこられた。このことが非常に印象に残って、そういう中で市民サービスの向上ができたかどうか。もう一つは、やはり水野市長がいつも言ってみえます「現場主義」とか、「みずからどんな会合にも出席をして、お祭りもカラオケも出ると。そこで現場の声を聞く」という、そういう姿勢の中で、最後はまちづくり基本条例を制定して、いよいよ本物の水野市政をつくっていくということになりましたけども、まだまだ課題が多く残っていると思っています。

特に繰上償還については、私は償還、非常に注目をして、これでいいかどうかということについて関心を持ってきました。それなりにそれは成果が上がったと思っています。

例えば、経済収支比率で90%をようやく割ったというようなことについては、それなりの成果が上がってきたというふうに見えていますけども、しかし、その反面、市民サービスはどうであったかということについては、我々がこうして一般質問を通じて検証していきたいと思っています。

きょうは総括でやりたいと思ったんですが、特に今日、大変な問題になりました高レベル廃棄物処分場の選定について、国の新しい方針が出たということで、きょうも中日新聞に明日行われます

岐阜での経済産業省の説明会に、どこの自治体が出席するか、県内でも18の自治体は参加をしないという記事が載っていましたが、この問題が今日、非常に注目をされている問題でありますし、特に最終処分場の研究所を引き受けてる瑞浪市にとっては、非常に関心やなしに、市民のこれからの安心・安全をどうつくっていくかということで、重大な問題であると思っていますので、最初にこの問題について市長に、現在どう考えてみえるかを要旨に従って質問をしていきたいと思っています。

原子力発電所から出る使用済みの核燃料、いわゆる核廃棄物のごみでありますけども、それも高レベルの放射性廃棄物、これの処分地を決めるということを国の方針で決めて、瑞浪超深地層研究所が受け入れられているわけですけども、今まではこの処分の方法については、政府は前に出て決めるのではなく、原子力発電環境整備機構（NUMO）が処分地を受け入れる自治体を公募で探ししていくという、そういう態度をとって進めてきましたが、いよいよここに来て、例の安倍内閣の暴走と言えるかどうかということでもありますけども、政府みずからが処分地を選定していくという方針が5月22日に決定されて、大きく動き出したわけでもあります。

処分地の選定がこれからどうなるかということについては、ただ、関係者だけの問題やなしに、瑞浪市の市民にとっても、研究所を受け入れてるということについては非常な不安を抱える問題であると思っています。

あの福島原子力発電所が爆発したときに、ちょうど2期目の市長選をやられて、市長も再度、市政を担われましたけども、あの事態から日本の原子力施策についての大きな間違いが明らかになってきた。そのことによって、現在この脱原発運動も、原子力発電所は人類の制御がきかんと。何とかしようやないかという運動が大きく広がる中での問題でありました。

しかし、残念ながら、政府と電力会社は、いまだにこの原発にしがみついていくという方向を変えていきません。その結果、こうした22日の決定にも大きく響いていると思っています。

政府の方向転換は、もうNUMOには任せておけない、みずからやるというようなことについては、強権的な政治が行われるのではないのでしょうか。

既に、岐阜県の古田知事もみずから超深地層処分の業務を担当している次長を呼びつけて、瑞浪超深地層研究所は処分場にしないようにということをお願いされています。そのことだけで安心ができるかどうかということについては、非常に問題があります。

私も報道で見ましたけども、処分場にするとは言いませんけども、古田知事も、万が一そういう状況になったら、情報を早く出してほしいと。的確な情報を出せというようなことを要請しています。万が一ということは、あるというふうに見られるのは、当然ではないかというふうに思っています。

そこで、あすの説明会が開かれて、岐阜県では長良川国際ホテル、非常に立派なホテルですけども、ここに市民は参加させない。非公開でやるという、こういう政府の態度は、いまだに動燃の体質から一步も変わってない、最後まで非公開で住民には知らせずに担当者だけでしていくということでもありますけども、瑞浪市長はどういう態度をとられるかということをまずは伺いたいと思っています。

ますけども、けさの報道で瑞浪市は参加をするという、そういう態度が市民に明らかにされています。かなり心配をしている市民もみえるのではないかと考えています。

市長は、私はこの瑞浪超深地層研究所に反対をする立場から、何回ももうやめようと、受け入れをやめようという質問をしてきましたけども、市長は電力の恩恵を受けている以上、研究所は処分場にさせないけども、研究だけを受け入れるということで、そういう態度をとられてきました。最後は、処分場は受け入れられないという、そういう決意はいまだに変わっていないと思いますけども、ここが変わったら大変なことだというふうに私も感じています。

現在、さまざまな報道がありますけども、非常に重要な問題ですから、市長の今までの、22日以降のこういう政府の態度が変わったという今の状況の中で、どのように進められていくのかお聞きしたいと思っていますので、まず最初に、市長はどう考えたかお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

要旨アということですか。

○14番（館林辰郎君）

要旨アのところです。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林議員ご質問の標題1、高レベル放射性廃棄物の処分地選定について、要旨ア、原発の使用済み高レベル放射性廃棄物の処分地選定を、政府は国の主導で選ぶ方式に方針を転換したことについて、市長はどのように受けとめているかについてお答えさせていただきます。

これまでは、議員も先ほどご紹介いただきましたように、高レベル放射性廃棄物の処分事業の実施主体として設置されました原子力発電環境整備機構（NUMO）が、処分地選定調査を実施する自治体の公募を行ってきましたけれども、これまでに公募に応じた自治体はなく、その調査に着手できていない状況であります。

私は、高レベル放射性廃棄物を発生させた現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないという理念のもと、今後は国が原子力政策を担当する立場から、国民及び自治体に対し、処分地選定に向けた活動に関する情報や最終処分に関する技術的情報などを積極的に公開し、国の責任において処分地選定が円滑に行われることを期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

今の答弁、今現在の市長の考えを聞きましたけども、今回の政府の決定というのは、非常に私はかたいものであって、これ以上、日本が、例えば外国に向かってでも原子力を打っていかうとすると、どうしてもこの廃棄物の処分を決めないと前へ進まないという問題は出てくるわけです。そこ

を瑞浪市は、今は研究所という形でしか受け入れていませんけども、市長の今の考え方もありますけども、今までのNUMOのあり方を見ると、仮にそこの首長がやると言っても、受け入れると言っても住民の意向を非常に尊重した結果、10年たっても受け入れるところが1ヶ所も出てこないという、そういう結果であったというふうに思っています。

まあ、この処分場の研究をしているのは本市だけやなしに、北海道の幌延町も同じように、同じ時期に大体やってきたわけでありまして、今回の政府の選定の仕方の頭についてきた問題は、「科学的有望地域」、こういう問題が出てきたわけです。科学的有望地域ということですから、むやみにあそこの首長は人がええからそこへ持っていけとか、そういうことではないわけです。科学的に有望かどうかということと言うと、幌延町にしる瑞浪市にしるが地層の研究を、最終処分場をどうするかということで研究してきたわけですから、適地かどうか。やってきたのは適地かどうかという研究だと思っています。

そういう点で、要旨イに入りますけども、この国による科学的有望地というのは、非常に私は重大な今後の選定基準になってくる。そこに今、本市も入っている。北海道は、条例によって処分地にしないということを決めていますけども、後で言いますけども、本市は違います。4者協定によって処分地にはしないということを言っていますけども、古田知事もはっきり答弁しとったですけども、瑞浪の超深地層研究所は処分地にしないということを言っておるだけであって、その周辺については何ら言ってないわけですね。そういう限界があると思っています。それが今回の、国がどういう態度をとって出てくるか。基本的には、僕は住民への情報の公開が基本やと思っていますけども、最初の説明から公開をしないという、そういう態度が出てきてると思っています。

そこで、要旨イでありますけども、非常にこの国の決定、今回のやり方というのは強権的であるし、瑞浪の科学的という言葉が使われると、そういう研究をやってきたということでもあります。

先月29日には、新しい研究課題であった、地下500メートルを使ってかん水をとめるという実験に入るということを発表されています。かん水をとめるということは、地下で水がどう動くかということは、ああいうところで実験をするということをおるわけですから、いよいよこれは、一面では実験が始まったと。まあ、放射能を持ち込むとか、それは別ですけども、持ち込まないということやなしに、その次の段階の実験が始まったというのは見るべきではないかと思っています。

そういう点でも、今回、私は非常にこの地域の心配というのは、さらに増したというふうに思っていますけども、市長はどのように考えてみえるでしょうか。お聞きしたいと思います。要旨イです。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林議員ご質問の要旨イ、地層処分を研究しているところは、国による科学的有望地の提示を経て最終処分施設建設地にされることが心配されるのではないかについてお答えさせていただきますけど、まずは瑞浪の超深地層研究所におきましては、適地かどうかの研究をしておるわ

けではなく、あくまでも処分場を建設するためのいろいろなノウハウを研究してみるところでございまして、瑞浪が適地かどうかということの研究しているわけではございませんので、お間違いないようによろしくお願いいたします。

超深地層研究所につきましては、平成7年に動力炉・核燃料開発事業団、現在の日本原子力研究開発機構と岐阜県、土岐市、瑞浪市が締結しました4者協定におきまして、「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することは一切しないし、将来においても放射性廃棄物の処分場とはしない」ことを踏まえ、研究施設を受け入れたものでございます。

また、本市議会におきましても、「瑞浪市は、研究終了後も将来にわたって放射性廃棄物の持ち込みについては、いかなる場合も認めない。放射性廃棄物の最終処分場については一切受け入れない」と議決をさせていただいております。

また、平成26年11月14日に開催されました平成26年度超深地層研究所安全確認委員会におきまして、オブザーバーとして参加をいただきました資源エネルギー庁 電力・ガス事業部放射性廃棄物等対策室長からも、瑞浪の研究所については、「県・市、そして関係住民の理解を得て、また、放射性廃棄物を持ち込まないと、国と約束し、研究を行っており、国からの申し入れは、全く考えていない。」、処分場としての国からの申し出は全く考えていないと、安全確認委員会のメンバーの前、そこにはマスコミも入ってきてみえましたが、明言されました。

こうしたことから、議員がご心配の最終処分場の建設地にされることは、瑞浪はありません。と答弁させていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

市長が今申されましたけど、適地かどうかということについて、これはまあ、新しい問題で話に、既に適地についての今までの経過が、どういうところが適地かということについての経過があって、もう市の担当者は今までの、今、市長が申されましたけれども、経過については十分知ってみえると思いますけども、もう一度、私から提示したいと思っていますけども、例の原発に反対する住民運動やとか、あるいは市民団体の方が、1990年代の旧動燃の調査によって、この地域、全国を含めてですけども、88ヶ所が適地であるということを調査済みで持っておったわけですね。これは住民訴訟で明らかになって、最後は公開しました。

その1カ所の中に、瑞浪も入ってるんじゃないですか。そのことは十分ご承知だと思っています。これは明らかに適地ということが入っています。研究所じゃありません。処分場の適地ということが入っておったということが、なかなか公開せんもんですから、裁判闘争になって明らかにしたわけですから、このことはしっかり市長として瑞浪も1回は適地に指定されたと。1回かどうか知りませんが、そういうことが実はあったわけですから、今度はその適地をどこにするかということ、科学的有望地ということを選定をするぞということを決めたということですから、非常に心配ではないでしょうか。市長は心配はされないということですけども、私は非常に、過去のことから

言っても今回の決定というのは非常に大きいというふうに見ています。そういうことですから、これは忘れないでほしいと思います。瑞浪市は適地であった。まあ、いろんな条件がありますよ。交通の便やとか、そこの住んだる反対運動が強いとか、人間性が悪いとか、いろいろあるかもしれませんが、そんなことは無視して、適地として認定しとったということが明らかであるということです。そういうことですので、時間が迫りますので。後の問題も大事な問題がありますので、ちょっと急ぎます。

要旨ウに入ります。

先ほど言われました、4者協定の問題です。この4者協定もかなり時間がたちました。

それから、その当時は選定をするのはNUMOであるというようなことがあって、今は研究所をやっています機構ではないということもあったわけですが、そこでの、相手方は機構であったわけですから安心度もあったかもしれませんが、2つ目にはやはり、あの時期から時間がかなりたってきて、福島原発の爆発もあったということもある、大変な事故が起きたということもありますし、それから、最終的な責任問題がありますけども、協定をした4社はもう該当者でない。今にどれだけ叫んだって、該当者じゃないと思っています。僕は、市長を含めて、該当者ではないと思っています。

ただ、そういう協定書を尊重するかどうかという立場にありますけども、そういうのが協定書だということであるわけですので、その効力を私は疑います。そういうものがいつまでも通用すること。それこそ、社会情勢が変わってきたということをよく言われますけども、変わってきたということ。現在、その効力が本当にあるかどうか。その辺は市長はどう考えていますか。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林議員ご質問の要旨ウ、処分地にさせない4者協定書の効力は変わりはないかについてお答えさせていただきます。

平成7年に動力炉・核燃料開発事業団、現在の日本原子力研究開発機構と岐阜県、土岐市、瑞浪市が締結しました「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書」の効力につきましては、現在も変わらないと認識しておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

現在も変わらないという認識だと。そういうことですので、それはしっかりと構えてほしいと思っています。どんなことがあろうと、今のところはまだ処分場、あの戸狩の地域だけですよね。僕はもっと広い範囲で、その適地と選定されたのは、明らかにされていませんけども、広い範囲だと思っていますので、その中に瑞浪市もあったということです。そのことと合わせて、この協定書の効力というのが非常に重大だと思っています。今後は協定書が守られたかどうかということ

いつも問い詰めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

最後の要旨エですけれども、例の電源立地地域対策交付金の問題です。原子力発電所に関する電源立地の交付金を、今まで瑞浪市はずっと受けてまいりました。恐らく交付金やら、あるいはその他補助金などを含めて、かなり高額な交付金が市政に入ってきた。市の職員の皆さんもこの交付金を使って、いかに住民のサービスをするかというようなことでは、大変努力をされてきましたけれども、しかし、残念ながらこの交付金は福島原発の状況を見ても明らかなように、誰でも嫌やと。原発、放射能は嫌やけども、交付金をもらうために市長が先頭になって受け入れられたと。そして、地域の建物や施設をつくって、住民サービスをやってきた、大変ありがたい交付金だというようなことを言われたこともありますけれども、今は違う、それは。非常に迷惑な交付金であると思っています。

そして、瑞浪市の場合は、原発には関係がないと言われるかもしれませんが、その関連で、この地域、瑞浪市が独自に毎年5億2,000万円ぐらいもらっていたわけですね。ほかの周辺地域にも出ていますが、この交付金を今後も使っていくということで、市政をやられるのか。確かにお金には色はついたらんけども、使い方いろいろあります。保育園の臨時職員の賃金、消防署の職員の給与、それから、ごみを焼却する費用など、子どもの医療費の無料化にも使われてきましたけども、この施策というのは交付金があってもなくてもやらなあかん政策でしょ。市長もそのことは考えて、交付金があるからやるではなしに、たまたまそういう条件に入ってきたからやられたということで、これからもやらなあかんと思うんです。子どもの医療費の無料化はやらなあかんけども、交付金がないからやめたということにはならんと思いますけども、その辺では、けさの小木曾議員の質問に出ていましたけども、地方創生の交付金をどうするかというようなことで、真っ先に飛びついてこれに変えてくれと。そういうこともできるんじゃないですか。非常に危険な交付金ということで認識を持たんと、今後、大変なことになるんじゃないかと思うし、市のいろんなサービスについても考え方をえんと大変だと思っています。その辺はどうでしょうか。お聞きします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林議員ご質問の要旨エ、電源立地地域対策交付金を受け取る考えを続けるのかについてお答えさせていただきます。

電源立地地域対策交付金は、国の原子力政策の一端を担う超深地層研究所の立地に対し、交付されるものであります。

議員もご紹介いただきましたけれども、本市におきましては、平成13年度より交付金を受け、現在、市単独の福祉医療費助成経費、クリーンセンターの混合焼却施設管理経費、常備消防に係る事務経費に活用してきております。

引き続き交付金を受け、有効に活用してまいりたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

ちょっとまとめに入りたいと思っています。次の問題がありますので。

私の考え方でいけば、端的に言って、これほど問題になるならば、戸狩の研究所を早く閉鎖してほしいと。そういう態度を打ち出すべきだと思っています。これは戸狩だけの問題やなしに、日本の原子力政策を地方自治体の住民はどう考えていくか。本当にこれ以上、原子力政策を進めていいかどうか。もう進めたら、ごみはたまるばかりです。これはもう明らかです。発電すればするほど。現在、43基の原発は全部とまっています。再稼働を急いでいますけども、まず第一歩は、とめる以外にないと思っています。動かしたらごみがふえる。どこかへ埋めない。今は地層処分しか考えがないということですから、そこに頼るかどうかということについて、我々が安心する方向ならば、まずは原発をとめる。事実とまっています。これ以上ごみを出さない。

地層処分の研究はもう20年もやっておるわけですね。もう十分な成果が上がっておると思っています。水も出るということもわかったし、これ以上掘って、1,000メートルまで掘ったら、どうなるのでしょうか。そういう問題も既に研究されて明らかになっているわけですから、もう瑞浪はやめてほしいと。いいじゃないですかと。こういうのが私の希望です。早くこういう政策を出してほしいと思います。

そのことを強く要望して、この標題については終わりたいと思っています。

まあ、僕は終わりますけども、市長は次期市長を目指しますので、ご検討を願いたいと思っています。

次に、標題2の国民健康保険の都道府県単位化についてお伺いいたします。

市長には少し休憩いただいて、民生部長に質問をいたします。

このたび、質問通告をしたときは、まだ、この国民健康保険の都道府県化の具体的な国会での決定がされていませんでしたので、あいまいな質問書になりましたけども、やっとするうちに、先月27日に国会でこの今回の問題が決定されました。それはまあ、国保だけの問題ではなく、日本の医療保険制度について全般にわたる大きな改革がされるということで決まったわけであります。

その中身に、この国民健康保険の県単位化、これが入ってきたということですので、きょうはその部分だけで民生部長に質問したいと思っていますけども、この法案については、既に2年前の例の税と社会保障の問題のときから出て、決定をされておって、あの法案をどう今後、具体的にしていくかということで、プログラム法案が出されて、その中に入っていたということであります。いろんな問題が含まれていますけども、これからの保険料がどうなるか、それから、県単位化と言いましたけども、基本的には今まで市町村がやってきた国民健康保険事業が全部県に行くわけではないと思います。一部だけが県に行く。一部というのは、財政的なこの位置づけの中で、全国的に国保財政が赤字化になってきたということで、国がちょっとも助けてくれんもんで、市町村は非常に苦しみにあっている。また、被保険者は保険料が払えんような高額な保険料になって、滞納者もふえていると。本市も平成25年の健康保険の決算を見ますと、保険料が年間9億5,000万円ぐらい、

保険料を市民の皆さんからもらうわけですが、しめてみると滞納額が約1割、9,500万円ぐらいはなかなか払ってもらえない。そのために新しい法律をつくって、職員が立って取り立てをせなさんというような、非常に財政的に、言ってみれば国に責められたというような形で今回の改正もどうしてもやらなん。その先頭に知事やとか市長会が立って、これを改革していこうということで、今回の法案はまとめられたと思っています。

しかし、いまだにその全貌については明らかにされていませんけども、今まで責任を持ってやられてきた市の担当者ですので、十分これからは研究せなあかんし、残された課題も明らかになっていないと思っていますので、その辺で現在、わかりやすく保険者の皆さん方に、こう変わるんだということがあればご答弁を願いたいと思っています。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、標題2、国民健康保険の都道府県単位化について、要旨ア、国保運営を市町村から都道府県に移行する改正法が審議されているが、どのように改正が行われるかについてお答えします。

全国の市町村が運営している国民健康保険は、無職や非正規雇用など所得の低い加入者が増加し、加入者の高齢化も進んできております。また、医療給付費についても年々増加し、厳しい財政状況が続いております。

こうしたことから、国民健康保険の財政基盤強化策などを盛り込み、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体を市町村から都道府県へ移すことを柱とした医療保険制度改革関連法が今通常国会において成立いたしました。

今回の改革では、国民健康保険の財政運営について、都道府県が中心的な役割を果たすように見直すほか、国による財政支援を強化し、国民健康保険への公費投入額を年3,400億円に拡大することにより、制度の安定化を図り、国民皆保険制度を堅持することを目指すとされました。

この3,400億円のうち、約1,700億円が低所得者対策強化のため、低所得者の数に応じて市町村への財政支援の拡充に使われ、残り約1,700億円が医療費の適正化に努力する市町村への支援や、都道府県・市町村間の財政力格差を埋める「調整交付金」の拡充などに使われることになります。

この改正により期待される主な効果としましては、財政規模が小さく、運営が不安定な保険者が多い国民健康保険について、財政の安定化を図り、将来にわたり国民健康保険制度を維持することができるものとされています。

そのほかの改正点としましては、国民健康保険を初めとする医療保険制度の負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申し出療養の創設などの措置を講ずることとされております。

今後は、平成30年度の制度移行に向けまして、情報収集に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

ちょっと急ぎます。要旨イでお聞きします。

今回の改革で一番わからない問題です。いわゆる保険料はどうやって決められるかということで、賦課の問題です。今まで、部長を中心にして運営委員会で、ことしの保険料は瑞浪市はこれだけですよということで決められたんですけども、もうそういうことが許されるかどうかということ。市町村の権限でなしに、県がわけのわからない標準課税方式とか何とか言ってますけども、どうなるか全くわかりませんが、この辺はどうですか。どういうふうにして保険料が決められるか。この辺が一番、市民が知りたいところです。上がるか下がるかわからないし、やり方もわからないということ。ここをちょっとお聞かせ願います。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨イ、保険料の賦課がどのようになるかについてお答えします。

今回の医療保険制度改革関連法の成立によりまして、国民健康保険の財政運営主体が平成30年度から県へ移行することが定められました。

制度移行後の保険料につきましては、現時点で得ている情報では、県において、県内の医療給付費の財源を得るため、市町村ごとに被保険者数、医療費水準、所得水準などを考慮しながら県に納める納付金の額を決定し、市町村に請求するとともに、この納付金に見合った標準保険料率を各市町村に示すことになると聞いております。

市町村はこの納付金を納めるため、標準保険料率を参考にしつつ各自の保険料率を定め、被保険者に対し保険料を賦課することになりますが、詳細につきましては、今後、国における制度設計や県と市町村の協議の中で決定していくこととなりますのでよろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

ますますこの先を見んとわからなくなってきたということですけども、ちょっと急ぎます。

次の要旨に移ります。

そこで、少し角度を変えますけども、いよいよもう7月に近づいて、本市の平成27年度の保険料を算定して、市民の皆さんに報告を出さなんことになったわけですけども、既にその準備をされておると思っています。

先ほど答弁があった1,700億円の国が低所得者のために措置をとる、補助金を出すということですので、これは今回の唯一の大きな成果だと思っています。今まで国が出さなんだ金を、知事や市長、それから、地方の団体が国に金を出せと要求したら、ようやくことしは1,700億円出てきた。今後も3,400億円ですか、出すということですけど、これは大きな成果やし、これをことしの瑞浪市の保険料の中にどう賦課をしていくかということでもありますけども、例えば、一律に1万円保険

料を下げるということなら、私は大賛成をしますけども、ことしはどうされますか。お聞きしたいと思えます。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨ウ、平成27年度の本市の保険料率と一人当たりの保険料はどのようなについてお答えします。

国民健康保険の保険料につきましては、直近の保険給付費の状況から1年間の給付費を見込み、療養給付費等負担金や国、県の調整交付金などのほか、その他の交付金、基金繰入金などの特定財源を算定した上で必要となる保険料を算出してまいります。

現在は、平成26年度の決算見込みを受け、保険料率算定作業を進めているところであり、今年度の保険料につきましては、6月25日に行われる国民健康保険運営協議会において審議していただいた上で決定することになっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

昨年度も保険が大変、今、本市の保険料が上がるということで、予算設定のときに私は大反対をしました。唯一やるなという、保険料を値上げするなということで、当初予算では前年度より21%を超える保険料の値上げがあつて、とてもこんな保険料を払えないということで反対をしましたが、ここ数年間、連続して上がるということが続いてきました。

ことしももう既に総額の予算は決まっていますけども、あとはこの政府が決めた1,700億円をどう取り入れて計算するかということで、努力をしていただきたいと思っています。9,000万円近い滞納者もありますので、こういう低所得者の保険料に対しては十分考慮して、ことしの賦課については考えていただきたいというふうに思ひます。

最後の要旨に入ります。

瑞浪市の国民健康保険についての職員の皆さんの努力は、大変なものがあつて、非常に医療費の総額についても、また、保険料についても、県下で比べると非常に低い位置にあります。恐らく、去年あたりでも県下42市町村ですか、その中でも36、7位の保険料とか、医療費の使い方もそんなに多くないと。かつては相当高い位置に占めていたんですけども、ここ5、6年、非常に努力をされて、医療費を抑えてこられました。そのことは市民もそれだけ健康に努力したということですけども、今度、これが県単位になると、こういう財政的なことが一緒になってしまうと、保険料とか医療費の問題が、市町村でどれだけ努力をするかということにかかってくると思っていますので、現在、いろんな統計が出ていますけども、協会で毎年の統計が発表されています。瑞浪市の位置は今どれくらいになっているのか明らかにしてほしいと思っています。ここ2、3年で結構です。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨エ、保険料と給付費の県下における本市の状況はどのようなかについてお答えします。

最初に、県内各市の平成24年度から平成26年度の3年間の一人当たり保険料の状況につきまして、各年度8月1日現在の数値でお答えをさせていただきます。

平成24年度の県平均は9万7,385円、最高額は美濃市の11万7,622円、最低額は飛騨市7万6,635円、本市は8万7,266円で、低いほうから4番目となっております。

平成25年度の県平均は9万9,684円、最高額は美濃市11万7,914円、最低額は飛騨市7万7,104円、本市は8万9,221円で、低いほうから2番目となっております。

平成26年度の県平均は10万723円、最高額は美濃市11万8,055円、最低額は飛騨市7万5,216円、本市は9万8,282円で、低い方から5番目という状況であります。

次に、一人当たりの給付費については、平成24年度と平成25年度の決算状況でお答えをさせていただきます。

平成24年度では、県平均が25万4,646円、最高額は飛騨市28万3,990円、最低額は瑞穂市23万942円、本市は24万9,686円で、県内の21市中、低いほうから8番目となっております。

平成25年度は、県平均が26万3,273円、最高額は下呂市29万228円、最低額は美濃加茂市23万8,301円、本市は26万2,510円で、低いほうから11番目となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

今、発表されたように、本市の健康保険事業については、非常に努力をしているという、そういう結果が出ていると思っています。病気になると大変苦しいけども、この事業について市民もそれだけの努力をされて、こういう今の結果になっていますけども、これが県単位になってくると変わってくるということです。その辺はこれからの行政の腕の見せどころとか、そういうことを、事業をどれだけ確保することがありまして、全部これからも進めて、県単位になっても県任せになるわけではありません。いろんな事業が残ると思います。

例えば、地域医療をどうするかということについては、基本的な方針は市で立てなんし、資格者についても、あなたは資格がありますかどうかの審査もせなん、滞納になれば取り立てもせなんということで、それも残ります。最終的には市民の健康保持をどうするかということで、そのことが最大の問題になりますけども、その事業もやらねばならないと思っています。安心しないように、県に行ったということでは安心できない。むしろ今回の国の方針は、医療を抑制していく。病気になっても我慢せよと。安い薬を使えと。いい病院と悪い病院と使い分けをせよとか。それから、入院になったって、食料費だけは自分の食べるものだから、自分で確保せよということで、入院の食

料費が値上げになって、きっと弁当を持ってこいとは言いませんけども、病院に入るとその食費が値上げされるから弁当を持っていかないと思ったって、そういうふうにはならないと思います。

そういうふうに関、改革と言ったって、そんなに褒めるわけにはいかないと思っていますけども、大変な事業ですのできちんと、県単位になっても見て行ってほしいと思います。それが市民の安心・安全を勝ち取るし、水野市長が言う、住んでよかった、病気にならずに元気でおれた。そういう市政になっていくと思っていますので、これからもこの保険事業はしっかりと見てほしいと思います。

最後の標題に入らせていただきます。

最後の標題は、瑞浪中央区画整理事業に関する件で、それぞれの担当部長に聞いてまいりたいと思っていますけども、今回、質問するのは、範囲は瑞浪土地区画整理地内の問題でお聞きしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

瑞浪中央土地区画整理事業は、非常に大変な、きれいな町にされて、特別会計が昨年で終了して、ことしから一般会計事業として、この地域の整備はまだまだやらねばならんことが残っていると思っています。

区画整理を計画された事業はあったけども、町の整備はまだいろいろあると思って、今回はその要望を兼ねて課題を挙げましたのでよろしく願いいたします。

まず、最初に、要旨アですけども、中央公園のグラウンド、この整備がどうかということであります。唯一、あの区画整理事業の中では、全市民が多くいろいろな形で利用できる区画整理の広場としてグラウンドが整備されて、非常によかったと思っていますけども、残念なことに、雨が降ると水はけが悪い、長靴を履かならんようなこともあるというようなことで、使いにくいということがありますが、これはまあ、使った方がどなたもそのように感じてみえますけども、ここはせっかくあれだけのグラウンドでありますので、利用者も多いということですので、私は整備を直してほしいと思いますけども、この考え方について担当部長である石田部長にお聞きしたいと思っています。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題3、瑞浪中央土地区画整理事業について、要旨ア、中央公園のグラウンドは水はけが悪いが、改修する考えはないかについてお答えします。

瑞浪中央公園は、面積1.67ヘクタールの近隣公園で、平成13年度に供用開始し、現在、多くの市民の方々に利用されています。

平成26年度においては、消防団や小学校、サッカークラブ、陸上クラブ、幼稚園、ゲートボール協会、まちづくり推進協議会など、延べ80団体から使用申し込みをいただき、訓練や競技、臨時駐車場、イベント会場など多くの活動に利用されました。

しかし、水はけが悪いため、降雨時やその直後に使用された場合、グラウンド面がでこぼこにな

ってしまうことから、使用後の整備が大変であることは承知していましたが、これまで改修を行っていませんでした。

今後、詳しく調査し、排水対策を検討していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 舘林辰郎君。

○14番（舘林辰郎君）

雨が降るのはとめられませんので、排水対策でよろしくお願ひしたいと思っています。

次の要旨に移ります。

住宅地として整備が行われて、市道も非常に多くふやされて、その周りに街路樹なども大変、植栽をされていますけれども、植えたことはいいけれども、あとの管理を誰がやるかということについては取り決めがないと思っています。基本的には市がやらなきゃならんと思っていますけれども、この街路樹の剪定やとか、あるいは枯れたりもしますし、雑草も周りに生えてみえますけれども、この管理について、もっとやってほしいという要求がありますけれども、そういう、やるということについてはいかがでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、市道の街路樹の管理をもっと行うべきではないかについてお答えします。

現在、街路樹は、市道13路線に高木のハナノキなど6種類1,240本、市道8路線に低木のドウダツツジなど7種類、延長で1,644メートル植樹されています。

このうち瑞浪中央土地区画整理事業地内には、6路線に高木のハナミズキ211本、モクゲンジ6本の合計217本、5路線に低木のアベリア、ハクチョウゲ、フィリアブラン、シモツケの4種類が256メートル植樹されています。

これらの街路樹について、土木課が毎年約500万円の予算で、街路樹剪定計画に基づいて管理を行っております。

瑞浪中央土地区画整理事業地内では、ハナミズキは3年ごとに、モクゲンジは隔年に冬季剪定を行っており、低木については要望をいただいたときに対応しております。

限られた予算で一生懸命管理しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 舘林辰郎君。

○14番（舘林辰郎君）

予算がないと言われると、議会も責任を感じますけれども、これからも非常にきれいな住宅になったわけですから、木が汚いと言われぬように管理をお願ひしたいと思っています。

次の要旨に行きます。

当然、家屋やとか人口がふえるのが目的なのが区画整理であるわけですが、そうすると人間についてごみもふえます。まあ、当初計画はきっと、ごみの収集などについてあると思いますけども、そのことを関係なしに、人口やとか家がふえてきますので、このごみ収集ステーションをふやしたり、あるいは近くにつくるといような要望が出てきておると思っていますが、要旨ウで経済部長にお聞きします。このごみの対策として、ごみ収集ステーションの増設などをやってほしいということですけども、今どのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨ウ、家屋が増えているのでごみ収集ステーションの増設や改善が必要ではないかについてお答えいたします。

現在、瑞浪中央土地区画整理地区で、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを収集するための収集ステーションは、穂並に3ヶ所、北小田町11ヶ所、南小田町に10ヶ所設置しております。

新たなごみ収集ステーションの設置につきましては、自治会から増設の要望がございましたら、付近のステーションの配置や交通の状況等を調査して、自治会で土地所有者の承諾を得ていただいた上で、市が設置することとしております。

また、今年度中に市内全域で現在設置してあるごみ収集ステーションの状況調査をしておりますので、この地区についても改修の必要がございましたら、順次対応させていただきます。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

それでは、要旨エに入りたいと思っておりますけども、人間の生理現象として、トイレは必要であります。南小田町については、1ヶ所も公衆トイレがないということですが、北はあるそうです。南だけで、穂並もないと聞いていますけども、この区画整理の計画の中にトイレ計画というのはあるかないか。それか、もう一つは、必要ならつくると言われれば結構ですけども、いかがでしょうか。時間がないので端的にお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、少し早目に。

要旨エ、公衆トイレの設置が必要と考えるが本市の見解はどのようなかについてお答えします。

瑞浪中央土地区画整理事業地内の都市計画公園は、近隣公園の「瑞浪中央公園」と11ヶ所の街区公園があります。このうち、近隣公園の「瑞浪中央公園」にはトイレを設置しておりますが、他の公園には設置していません。

これは、街区公園は周囲250メートルの市民の方々に利用されることを想定しており、比較的容易に自宅へ戻ることができると考えているためです。

しかし、他の区画整理事業地内の街区公園には、地元自治会から要望をいただき、ふだんの清掃等維持管理をしていただける場合には、トイレを設置してきました。

これまで、瑞浪中央土地区画整理事業地内の街区公園におけるトイレの設置要望はありませんでしたが、今後、トイレの設置要望が出され、かつ、トイレ清掃等維持管理を地元で行っていただけるなら、設置は可能であると考えます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

消防長、お待たせしました。最後の質問です。

二本木公園、いわゆるヘリポートのあるところですね。あれが公園に指定されて、こういう名前がついていますけども、ここのヘリポートを使うということで、消防長の管轄だと思いますけども、ここの環境。環境とは何かと言うと、草刈りとか、あるいはごみの収集、こういうものが問題になっているということを聞いています。その管理についてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思っています。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

要旨オ、二本木公園の草刈りや環境管理はどのように行われているかについてお答えいたします。

二本木公園は、防災ヘリやドクターヘリなどのヘリポートとして使用しております。

ご質問の草刈りや環境管理の状況でございますが、草刈りにつきましては、年に2回実施しております。環境管理につきましては、ヘリポート使用前及び訓練等で使用後に職員がごみ拾いなどをし、環境管理を行っておりますのでよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（館林辰郎君）

委員長。

○議長（熊谷隆男君）

質問時間が終了しました。

○14番（館林辰郎君）

お礼だけ言います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

これもちまして、市政一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

あす17日から21日までの5日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、あす17日から21日までの5日間は、本会議を休会といたします。

また、22日は午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でした。

午後2時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 加 藤 輔 之

署 名 議 員 大 島 正 弘